

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

報告事項

資料①

番号	件 名	主 管 課	
1	令和7年人事委員会勧告の概要について	教 職 員 課	p. 2

議案

番号	件 名	主 管 課	
1	令和7年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p. 6
2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p. 14 別 冊 資 料
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p. 46 別 冊 資 料
4	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p. 69 別 冊 資 料
5	会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p. 76 別 冊 資 料
6	会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p. 83 別 冊 資 料
7	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p. 89 別 冊 資 料
8	義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）	教 職 員 課	p. 95 別 冊 資 料

議案

番号	件 名	主 管 課	
9	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課	p. 102
10	公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	学校運営・施設整備室	p. 103
11	公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	学校運営・施設整備室	p. 109
12	公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）	学校運営・施設整備室	p. 114

報告事項

番号	件 名	主 管 課	
2	令和8年度（令和7年度実施）山口県立学校職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の選考結果について	教 職 員 課	p. 119
3	山口県立豊浦総合支援学校移転について	特別支援教育推進室	p. 121
4	令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について	学校安全・体育課	p. 123

令和 7 年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 7 年 10 月 17 日
山口県人事委員会

【給与勧告のポイント】

- 公民給与の比較方法の見直し
 - ・ 比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引上げ
- 月例給を3.02%、特別給（ボーナス）を0.05月分 とともに引上げ
 - 月例給、特別給ともに4年連続の引上げ
 - 月例給の引上げが3%を超えるのは34年ぶり

職員の給与に関する報告及び勧告

1 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法の見直し

人事院の見直し内容及び行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施

(2) 月例給

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差 (A)－(B)※1	人事院勧告※2
379,941円	368,788円	11,153円 (3.02%)	3.62%

※1 本年4月分を比較し、民間給与は新規学卒者を除き、職員給与は行政職のうち新規採用者等を除く4,240人（平均42.9歳）の集計

※2 「①本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模500人以上から1,000人以上とする見直し」及び「②比較対象とする企業規模を50人以上から100人以上とする見直し」を含む官民較差。なお、②の見直しのみを行った場合の官民較差は2.87%

(3) 特別給（ボーナス）

民間支給割合 (A)	職員支給割合 (B)	差 (A)－(B)	人事院勧告
4.65月分	4.60月分	0.05月分	0.05月分

※ 民間支給割合は昨年8月から本年7月までを集計。職員支給割合は現行のもの

2 給与勧告の内容

(1) 月例給

民間給与との均衡を図るため、月例給を3.02%引き上げるよう、行政職給料表を改定。その他の給料表は、行政職給料表との均衡を基本に改定

〔行政課題の複雑化・多様化や人材の確保等の観点を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ〕

(2) 諸手当

ア 特別給（ボーナス）

民間の支給割合との均衡を図るため、特別給の年間支給割合を0.05月分引上げ（期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ配分）

《期末・勤勉手当の支給割合》

区 分	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	1.25 → 1.2625 月分	1.05 → 1.0625 月分	2.30 → 2.325 月分
12 月 期	1.25 → 1.2625 月分	1.05 → 1.0625 月分	2.30 → 2.325 月分
年 間 計	2.50 → 2.525 月分	2.10 → 2.125 月分	4.60 → 4.65 月分

イ 初任給調整手当

医師等に対する支給月額の限度額を417,600円に引上げ

ウ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する手当額を月額400円から2,500円までの幅で引上げ

(イ) 月額5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

※1箇月当たりの通勤手当の額の合計額の限度額は、駐車場等の利用に対する手当額を含めて150,000円

エ 特勤勤務手当等

特勤公署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給するなど、国に準じて見直し

オ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円に引上げ

(3) 実施時期

令和7年4月1日から実施。ただし、(2)のウの(イ)については令和8年4月1日から実施

3 今後の課題

(1) 60歳前後の職員の給与水準

65歳定年の完成を視野に入れた60歳前後の職員の給与水準の在り方について、引き続き、国の検討状況を注視していくことが必要

(2) 教育職員の給与

給特法等一部改正法が成立したこと等を踏まえ、本県においても、教育職員の処遇改善を進めるため、所要の措置を講じることが必要

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当について、国の動向等を注視し、所要の措置を講じることが必要

(4) 在級期間に係る制度の廃止

能力・実績に基づく人事管理の推進の観点等を踏まえ、在級期間に係る制度の在り方について検討を進めることが必要

【参考資料】 給与改定関連（行政職）

1 月例給及び年間給与

区 分	改定前	改定後	改定額
月 例 給	363, 582円	374, 562円	10, 980円 (3. 02%)
年 間 給 与	6, 082千円	6, 287千円	205千円

(注) 1 新規採用者等を含む行政職4,474人（平均42.1歳）の集計

2 年間給与は、月例給の12か月分及び特別給の合計の額

2 初任給

区 分	改定前	改定後	改定額
大学卒業程度	227,500円	239,600円	12,100円
高校卒業程度	196,200円	208,500円	12,300円

3 改定の状況

区 分	月 例 給		特 別 給 増 減 月	年間給与 増 減 額	備 考
	改定額	改定率			
平成28年	892円	0.24%	0.10月	52千円	
平成29年	0円	0.00%	改定なし	0円	初任給調整手当のみの改定
平成30年	716円	0.20%	0.10月	49千円	
平成31年	74円	0.02%	0.10月	38千円	
令和2年	改定なし	改定なし	△0.05月	△19千円	
令和3年	改定なし	改定なし	△0.15月	△56千円	
令和4年	1,119円	0.32%	0.10月	54千円	
令和5年	3,716円	1.05%	0.10月	98千円	
令和6年	10,159円	2.86%	0.10月	207千円	
令和7年	10,980円	3.02%	0.05月	205千円	

(注) 月例給改定額・率は、各年の4月1日現在の職員1人当たりの額・率

【現状認識】

- 企業の人手不足の慢性化、職業観の多様化や就業意識の変化などを背景に、公務員を敬遠する風潮がうかがわれ、国・地方を通じて人材の確保が深刻な課題
- 本県でも、採用試験の申込者数は低迷を続け、技術系職種では、採用予定者数に満たない職種が広がり始めるなど、人材の確保は極めて深刻な状況
- 一方で、公務職場からの離職を選択する職員も増加し、職員の確保やその定着は待ったなしの状況であり、実効ある対策を早急に講じるべき正念場

- 志願者を山口県に引きつけるような採用試験制度の一層の見直しが必要
- 職員の事情に応じた柔軟な働き方が選択でき、仕事を通じて達成感が得られ、自己成長ができるよう、働きやすさと働きがいを併せて実感できる環境を整えていくこと、それを内外に分かりやすく伝えることが必要

1 県行政を支える人材の確保

技術系職種の確保に向けた新たな採用試験の創設のほか、リクルート活動や情報発信の強化等の取組により県行政を支える人材を確保

2 働きがいを実感できる環境づくり

- ・ 職員の意欲や能力を最大限に引き出すため、特定の行政分野や特定の地域でのエキスパートの育成に資する人事異動の在り方を検討
- ・ 公民給与の比較対象企業規模を50人以上から100人以上とする見直しを実施
- ・ 新たな政策課題や複雑化する行政課題に対応した多様な研修を充実し、特にデジタル人材の育成に向けた効果的・計画的な研修を実施

3 働きやすい勤務環境の整備

- ・ ワーク・ライフ・バランスに配慮し、多様で柔軟な働き方の実現に向けて、フレックスタイム制の拡充などを検討
- ・ 職員が安心して育児・介護と仕事の両立支援制度を利用できるよう、制度の周知や職員の意識醸成、必要な人員確保
- ・ 教員が授業や児童・生徒と向き合う時間を十分に確保し、やりがいを持って教育活動に専念できるよう、学校における働き方改革を着実に推進
- ・ カスタマー・ハラスメントについて、ハラスメントの判断基準や職員の対応の在り方、相談・研修体制の構築等について、早急に検討

4 公務員倫理の徹底

職員一人ひとりが、行政に対する県民の期待と信頼に応えられるよう、職場における指導や職員研修などの取組を一層推進

議案第 1 号

令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）についての意見の申
出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025 年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号

令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

令和 7 年度 1 1 月補正予算（案）の概要について

1 歳出予算

人事委員会勧告や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の改正を踏まえ、所要の補正を行うもの。

（単位 千円）

区分	主な改定内容	補正額
給与改定		2,783,760
給 料	給与改定費 + 3.02%	1,553,826
期末手当	一般職：2.50月 → 2.525月	470,442
勤勉手当	一般職：2.10月 → 2.125月	409,426
そ の 他	給料表の引上げ改定に伴う共済費等の増	260,896
会計年度任用職員分	勤務実態を踏まえた給与改定を反映	89,170
給特法改正		110,540
給 料	教職調整額の支給率引上げ（4%→5%）	116,000
そ の 他	義務教育等教員特別手当（本則手当）の支給率の減（1.5% → 1.0%）等	△5,460
合 計		2,894,300

2 繰越明許費

（単位 千円）

事項	事業概要	繰越予定額	摘要
校舎改築費	柳井高校特別教室棟 解体工事	32,868	入札不調により、入札手続きに不測の日数を要したため
施設改造費	空調整備工事	49,459	設計の際に、工法の変更があり関係者との調整に不測の日数を要したため
合 計		82,327	

3 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額	摘要
山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	206,935	更新（公募）
山口県十種ヶ峰青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	353,410	更新（単独）
山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	481,320	更新（公募）
山口県公立学校教員採用候補者選考試験の問題作成に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	15,461	試験日程の早期化のため、今年度中に業務委託を要するもの
通学用バスの運行に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和10年度まで	2,069,724	事業者の準備期間（運転士確保等）を確保するため、契約手続きを前倒すもの

令和7年度山口県一般会計補正予算（第3号）

教育委員会

（単位 千円）

■歳出予算

款・項・目・事項名	現計予算額	補正額	補正額の財源内訳				補正後の額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	122,276,058	2,894,300	574,418	0	26,070	2,293,812	125,170,358
項) 教育総務費	16,891,561	98,741	3,101	0	22,763	72,877	16,990,302
目) 教育総務費	8,957,948	94,570	1,066	0	22,690	70,814	9,052,518
事項) 職員給与費	2,841,639	74,945	0	0	22,690	52,255	2,916,584
事項) 教育庁運営費	3,308,622	18,559				18,559	3,327,181
事項) 文教施設整備指導費	3,320	119	119				3,439
事項) 県立高校等 就学支援事業費	2,389,001	947	947				2,389,948
目) 教職員及び学校管理費	6,778,849	218	0	0	73	145	6,779,067
事項) 教職員健康管理費	106,302	99				99	106,401
事項) 教職員人事給与管理費	40,931	119			73	46	41,050
目) 教育指導費	885,146	2,727	2,035	0	0	692	887,873
事項) 学校指導管理費	6,772	246	0	0	0	246	7,018
事項) 幼児教育充実費	28,146	113	10			103	28,259
事項) 児童生徒健全育成費	621,604	2,368	2,025	0	0	343	623,972
目) 教育研修所費	217,472	1,226	0	0	0	1,226	218,698
事項) 教育研修所管理運営費	144,915	264				264	145,179
事項) 教職員等研修費	28,647	196				196	28,843
事項) 教育相談実施費	23,446	766				766	24,212
目) 恩給及び退職年金費	21,911	0	0	0	0	0	21,911
項) 小学校費	37,544,836	1,173,064	331,993	0	0	841,071	38,717,900
目) 教職員費	37,544,836	1,173,064	331,993	0	0	841,071	38,717,900
事項) 教職員給与費	37,010,781	1,173,064	331,993			841,071	38,183,845
項) 中学校費	23,109,805	677,680	191,552	0	0	486,128	23,787,485

目) 教職員費	23, 109, 805	677, 680	191, 552	0	0	486, 128	23, 787, 485
事項) 教職員給与費	22, 546, 254	677, 680	191, 552			486, 128	23, 223, 934
項) 高等学校費	28, 792, 884	585, 963	187	0	0	585, 776	29, 378, 847
目) 高等学校総務費	19, 974, 563	583, 036	0	0	0	583, 036	20, 557, 599
事項) 教職員給与費	18, 883, 053	553, 503				553, 503	19, 436, 556
事項) 非常勤職員給与費	943, 011	29, 533				29, 533	972, 544
目) 全日制高等学校管理費	5, 123, 715	2, 703	187	0	0	2, 516	5, 126, 418
事項) 財産管理費	3, 521, 911	2, 516				2, 516	3, 524, 427
事項) 実験実習費	291, 500	187	187				291, 687
目) 定時制高等学校管理費	32, 610	224	0	0	0	224	32, 834
事項) 一般管理費	32, 610	224				224	32, 834
項) 特別支援学校費	13, 197, 598	327, 428	47, 471	0	0	279, 957	13, 525, 026
目) 特別支援学校費	13, 197, 598	327, 428	47, 471	0	0	279, 957	13, 525, 026
事項) 教職員給与費	10, 498, 038	299, 813	47, 471			252, 342	10, 797, 851
事項) 非常勤職員給与費	767, 323	27, 615				27, 615	794, 938
項) 社会教育費	1, 824, 868	24, 561	114	0	3, 079	21, 368	1, 849, 429
目) 社会教育総務費	880, 099	19, 786	0	0	3, 065	16, 721	899, 885
事項) 職員給与費	702, 667	19, 493	0	0	3, 065	16, 428	722, 160
事項) 社会教育運営費	3, 617	176				176	3, 793
事項) 人権教育管理運営費	3, 039	117				117	3, 156
目) 社会教育施設費	944, 769	4, 775	114	0	14	4, 647	949, 544
事項) 図書館運営費	356, 092	3, 451	114		12	3, 325	359, 543
事項) 文書館運営費	20, 448	620			2	618	21, 068
事項) 博物館運営費	124, 882	704				704	125, 586
項) 保健体育費	914, 506	6, 863	0	0	228	6, 635	921, 369
目) 保健体育総務費	588, 911	6, 746	0	0	228	6, 518	595, 657
事項) 職員給与費	255, 638	6, 632			228	6, 404	262, 270

事項) 学校安全管理指導費	165,133	114				114	165,247
目) 体育振興費	325,595	117	0	0	0	117	325,712
事項) 学校体育振興費	325,595	117				117	325,712
款) 災害復旧費	60,000	0	0	0	0	0	60,000
教育委員会会計	122,336,058	2,894,300	574,418			2,293,812	125,230,358

■繰越明許費

(単位 千円)

款・項・事項名	現計予算額	繰越予定額	繰越予定額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 校舎改築費	2,403,673	32,868		26,600		6,268
款) 教育費 項) 高等学校費 事項) 施設改造費	429,159	49,459		33,300		16,159

■債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
山口県油谷青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	206,935
山口県十種ヶ峰青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	353,410
山口県由宇青少年自然の家に係る指定管理者の指定をすること。	令和8年度から 令和12年度まで	481,320
山口県公立学校教員採用候補者選考試験の問題作成に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	15,461
通学用バスの運行に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	令和7年度から 令和8年度まで	2,069,724

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号

令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財政第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 7 年 1 0 月 1 7 日に行われた人事委員会勧告等に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年山口県条例第 2 号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年山口県条例第 6 号）の一部を改正するもの。

併せて、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 6 8 号。以下「給特法等一部改正法」）の公布に伴い、教員の処遇改善に係る所要の改正を行うため、一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

2 人事委員会勧告等に伴う給与改定

（1）給料表

全給料表について、引上げ改定を行う。

（2）諸手当

ア 期末手当・勤勉手当

（月分）

	期末手当		勤勉手当	
支 給 期	現行	改正後	現行	改正後
6 月 期	1 . 2 5	<u>1 . 2 6 2 5</u>	1 . 0 5	<u>1 . 0 6 2 5</u>
1 2 月 期	1 . 2 5	<u>1 . 2 6 2 5</u>	1 . 0 5	<u>1 . 0 6 2 5</u>
合 計	2 . 5 0	<u>2 . 5 2 5 0</u>	2 . 1 0	<u>2 . 1 2 5 0</u>

イ 初任給調整手当

(ア) 医師又は歯科医師に対する手当の支給限度額を月額 4 1 7, 6 0 0 円（現行 4 1 6, 6 0 0 円）とする。

(イ) 獣医師に対する手当の支給限度額を 6 0, 0 0 0 円（現行 3 0, 0 0 0 円）とし、支給期間を 2 0 年以内（現行 1 0 年以内）とする。

ウ 通勤手当

(ア) 自動車等使用者に対する加算限度額を月額 5 5, 0 0 0 円（現行 5 2, 5 0 0 円）とする。

(イ) 自動車等使用者又は交通機関等と自動車等を併用する者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担する

ことを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給する。

- (ウ) 1箇月当たりの運賃等相当額、自動車等使用額及び駐車場の利用に係る通勤手当の額の合計額の限度額を150,000円とする。

エ 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当等を支給する。

オ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円（現行4,400円）、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（現行7,400円）とする。

（3）施行期日

規則で定める日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、（2）のイの（イ）並びに（2）のウの（イ）及び（ウ）については、令和8年4月1日から施行する。

3 給特法等一部改正法の公布に伴う教育職員の処遇改善

（1）給料表の備考加算額

教職調整額の対象とならない校長、副校長、教頭の処遇改善を図るため、教職調整額の段階的な改善とあわせ、給料表の備考加算額を引上げる。

	教育職給料表（一）		教育職給料表（二）	
	3級	4級	3級	4級
現 行	7,700円	0円	7,500円	0円
改正後	11,500円	3,800円	11,500円	4,000円

（2）義務教育等教員特別手当

学級担任には、業務の困難性を考慮して義務教育等教員特別手当を加算して支給する。

（3）施行期日

令和8年1月1日から施行する。

議案第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項中「十年」を「二十年」に、「(第一号)」を「(第一号及び第二号)」に改め、同項第一号中「四十一万六千六百円」を「四十一万七千六百円」に改め、同項第二号中「三万円」を「六万円」に改める。

第十一条第二項第二号イ中「五万二千五百円」を「五万五千円」に改め、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「月」の下に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び前項第二号に定める額」を「第二項第二号に定める額及び前項

第一号に定める額」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第七項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十二条の四第二項中「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年山口県条例第五十二号）の適用を受ける企業職員、単純な労務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で人事委員会規則で定めるものに使用される者であつた者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第十六条の二第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」

に改める。

第十六条の五第二項中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「百分の七十」を「一万分の七千二百二十五」に、「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に、「百分の六十」を「一万分の六千二百二十五」に改める。

第十六条の八第二項第一号中「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に、「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「一万分の五千二百二十五」に、「百分の六十」を「一万分の六千二百二十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務等の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,500	244,000	278,700	312,400	335,400	369,900	424,300	475,900	529,700
	2	198,600	245,400	279,700	313,900	337,300	371,600	426,200	481,200	536,500
	3	199,800	246,800	280,700	315,400	339,100	373,300	428,100	486,200	541,600
	4	200,900	248,200	281,700	316,800	340,800	374,900	429,900	490,800	545,900
	5	202,000	249,600	282,700	318,200	342,500	376,500	431,800	494,800	549,300
	6	203,700	251,000	283,700	319,300	344,200	378,300	433,600	498,300	552,500
	7	205,300	252,400	284,600	320,300	345,900	379,800	435,400	501,200	555,500
	8	206,900	253,800	285,600	321,500	347,500	381,400	437,200	503,700	558,000
	9	208,500	255,200	286,600	322,700	349,200	382,700	438,800	505,700	560,000
	10	210,200	256,400	287,600	324,300	350,900	384,400	440,300		
	11	211,800	257,800	288,600	325,900	352,600	386,000	441,800		
	12	213,400	259,100	289,700	327,500	354,200	387,500	443,300		
	13	214,900	260,300	290,700	329,000	355,700	389,400	444,800		
	14	216,600	261,500	292,000	330,600	357,300	391,300	446,100		
	15	218,300	262,700	293,300	332,200	358,900	393,200	447,400		
	16	220,000	263,900	294,500	333,800	360,400	395,100	448,600		
	17	221,300	265,000	295,700	335,200	361,800	396,600	449,800		
	18	222,900	266,100	297,000	337,000	363,500	398,400	451,200		
	19	224,500	267,200	298,200	338,600	365,100	400,200	452,500		
	20	226,000	268,300	299,400	340,200	366,700	401,800	453,700		
	21	227,500	269,300	300,400	341,600	367,900	403,500	454,900		
	22	229,100	270,200	301,600	343,300	369,400	404,900	455,700		
	23	230,800	271,200	302,900	345,000	370,900	406,300	456,500		
	24	232,400	272,300	304,200	346,700	372,400	407,700	457,300		
	25	234,000	273,300	305,500	347,900	374,200	409,000	457,900		
	26	235,700	274,100	306,500	349,800	376,000	410,200	458,500		
	27	237,000	275,000	307,500	351,500	377,600	411,400	459,100		
	28	238,300	275,900	308,500	353,100	379,300	412,400	459,700		
	29	239,600	276,700	309,600	354,600	380,700	413,500	460,400		
	30	240,700	277,500	310,800	356,200	382,000	414,700	461,200		
	31	241,800	278,300	311,900	357,800	383,400	415,900	461,600		
	32	243,000	279,100	313,100	359,400	384,800	417,000	462,300		
	33	243,900	279,800	314,300	361,100	385,900	417,700	462,800		
	34	245,000	280,600	315,600	362,900	386,800	418,400	463,200		
	35	245,900	281,400	316,900	364,700	387,800	419,100	463,600		
	36	246,900	282,100	318,200	366,500	388,900	419,800	464,000		
	37	247,900	282,800	319,400	368,000	389,700	420,300	464,400		
	38	248,800	283,500	320,700	369,400	390,600	420,900	464,800		
	39	249,700	284,200	322,000	370,800	391,500	421,400	465,100		
	40	250,500	284,900	323,300	372,300	392,300	421,800	465,400		

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	251,300	285,600	324,600	373,800	393,100	422,200	465,700		
	42	252,000	286,300	325,900	374,600	393,700	422,400	466,000		
	43	252,600	287,000	327,200	375,600	394,500	422,700	466,300		
	44	253,200	287,700	328,400	376,600	395,300	423,000	466,600		
	45	253,900	288,400	329,300	377,500	396,000	423,300	466,900		
	46	254,500	289,000	330,500	378,600	396,700	423,600			
	47	255,100	289,700	331,800	379,500	397,400	423,900			
	48	255,700	290,300	333,100	380,500	398,100	424,200			
	49	256,300	291,000	334,200	381,400	398,600	424,400			
	50	256,900	291,600	335,500	382,100	399,200	424,700			
	51	257,500	292,300	336,700	382,800	399,800	425,000			
	52	258,000	293,000	337,900	383,400	400,500	425,300			
	53	258,400	293,600	339,200	383,800	400,900	425,500			
	54	258,800	294,200	340,300	384,400	401,500	425,800			
	55	259,100	294,800	341,400	385,000	402,100	426,100			
	56	259,400	295,500	342,500	385,700	402,700	426,400			
	57	259,700	296,100	343,200	386,000	403,100	426,600			
	58	260,000	296,700	344,100	386,700	403,600	426,900			
	59	260,300	297,300	344,800	387,400	404,200	427,200			
	60	260,600	298,000	345,600	388,000	404,800	427,400			
	61	260,900	298,600	346,400	388,300	405,200	427,600			
	62	261,200	299,200	346,800	388,800	405,700	427,900			
	63	261,500	299,700	347,300	389,500	406,200	428,200			
	64	261,800	300,200	348,000	390,100	406,700	428,400			
	65	262,100	300,700	348,800	390,400	406,900	428,600			
	66	262,400	301,300	349,500	391,000	407,300	428,900			
	67	262,700	301,800	350,200	391,700	407,700	429,200			
	68	263,000	302,400	350,800	392,300	408,000	429,400			
	69	263,300	302,800	351,300	392,700	408,300	429,600			
	70	263,600	303,300	351,900	393,200	408,600	429,900			
	71	263,900	303,900	352,400	393,800	408,900	430,200			
	72	264,300	304,500	353,000	394,300	409,200	430,400			
	73	264,600	305,000	353,300	394,800	409,400	430,600			
	74	264,900	305,400	353,800	395,400	409,700				
	75	265,200	305,700	354,200	395,900	410,000				
	76	265,500	306,000	354,600	396,200	410,200				
	77	265,800	306,200	355,000	396,600	410,400				
	78	266,100	306,500	355,500	397,100	410,700				
	79	266,400	306,700	356,000	397,500	411,000				
	80	266,700	307,000	356,500	397,900	411,200				
	81	267,000	307,200	356,800	398,300	411,400				
	82	267,300	307,400	357,200	398,800	411,700				
	83	267,600	307,700	357,600	399,200	412,000				
	84	267,900	307,900	358,000	399,600	412,200				

	85	268,200	308,200	358,300	399,900	412,400				
	86	268,500	308,400	358,700						
	87	268,800	308,700	359,100						
	88	269,100	309,000	359,500						
	89	269,400	309,300	359,700						
	90	269,700	309,600	360,100						
	91	269,900	309,900	360,500						
	92	270,200	310,200	360,900						
	93	270,500	310,400	361,100						
	94		310,600	361,400						
	95		310,900	361,800						
	96		311,300	362,100						
	97		311,500	362,400						
	98		311,800	362,800						
	99		312,100	363,200						
	100		312,500	363,600						
	101		312,700	364,100						
	102		313,000	364,500						
	103		313,300	364,900						
	104		313,600	365,300						
	105		313,800	365,800						
	106		314,100	366,200						
	107		314,400	366,500						
	108		314,700	366,800						
	109		314,900	367,300						
	110		315,300							
	111		315,700							
	112		316,000							
	113		316,200							
	114		316,400							
	115		316,700							
	116		317,100							
	117		317,300							
	118		317,500							
	119		317,800							
	120		318,100							
	121		318,500							
	122		318,700							
	123		318,900							
	124		319,100							
	125		319,400							
短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 202,000	円 229,700	円 271,800	円 292,600	円 308,300	円 334,700	円 378,000	円 412,600	円 466,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,500	248,700	271,900	310,800	347,000	368,800	400,100	436,800	483,900
	2	229,900	250,900	273,800	311,800	348,500	370,500	401,800	438,400	489,900
	3	232,400	253,100	275,900	312,700	350,000	372,300	403,400	439,900	494,900
	4	234,800	255,400	278,000	313,600	351,500	373,900	405,100	441,500	499,100
	5	237,100	257,600	280,100	314,200	353,000	375,500	406,700	443,000	503,100
	6	239,500	259,600	281,400	314,900	354,400	377,200	408,300	444,600	506,600
	7	241,900	261,600	282,700	315,600	355,700	378,800	409,900	446,000	509,500
	8	244,200	263,400	284,000	316,300	357,000	380,300	411,500	447,400	512,000
	9	246,400	265,200	285,300	316,900	358,300	381,800	413,000	448,500	514,200
	10	248,500	267,000	286,600	317,600	360,000	383,500	414,600	449,900	
	11	250,600	268,700	287,800	318,300	361,600	385,100	416,200	451,400	
	12	252,600	270,100	289,000	318,900	363,200	386,700	417,900	453,000	
	13	254,500	271,500	290,200	319,600	364,600	388,300	419,400	454,300	
	14	256,600	273,300	291,200	320,300	366,200	389,900	421,400	456,000	
	15	258,600	274,600	292,300	320,900	367,700	391,500	423,400	457,600	
	16	260,200	276,000	293,700	321,700	369,200	393,100	425,400	459,200	
	17	261,800	277,400	294,800	322,400	370,700	394,800	426,900	460,600	
	18	263,300	278,700	295,900	323,200	372,300	396,400	428,600	462,300	
	19	264,800	279,900	297,000	324,200	373,900	398,000	430,200	464,000	
	20	266,300	281,000	298,100	325,000	375,400	399,600	431,900	465,600	
	21	267,800	282,300	299,300	325,900	376,900	401,100	433,600	467,000	
	22	269,400	283,400	299,900	327,200	378,500	402,700	435,100	467,700	
	23	270,900	284,600	300,400	328,500	380,100	404,400	436,600	468,400	
	24	272,400	285,700	301,000	329,800	381,700	406,100	438,000	469,100	
	25	273,900	287,000	301,400	331,000	383,100	407,800	439,200	469,500	
	26	275,100	288,300	302,000	332,500	384,900	409,800	440,700	470,100	
	27	276,300	289,500	302,500	333,800	386,600	411,700	442,200	470,700	
	28	277,500	290,700	303,000	334,800	388,200	413,600	443,600	471,300	
	29	278,700	291,700	303,500	335,700	389,800	415,300	445,100	471,900	
	30	279,900	292,700	304,100	336,900	391,400	416,700	446,400	472,600	
	31	281,000	293,800	304,600	338,100	393,000	418,000	447,600	473,100	
	32	282,100	294,800	305,100	339,200	394,700	419,300	448,800	473,600	
	33	283,400	296,000	305,600	340,300	396,400	420,300	449,800	474,100	
	34	284,700	296,600	306,200	341,500	398,400	421,400	450,500	474,400	
	35	285,900	297,200	306,600	342,700	400,400	422,400	451,300	474,700	
	36	287,200	297,800	307,000	343,700	402,400	423,400	452,000	475,100	
	37	288,100	298,200	307,500	344,800	404,100	424,500	452,500	475,400	
	38	289,100	298,800	308,100	346,000	405,800	425,700	452,900	475,600	
	39	290,200	299,400	308,700	347,200	407,400	426,800	453,300	475,900	
	40	291,400	299,900	309,200	348,400	408,900	427,900	453,600	476,100	
	41	292,600	300,300	309,800	349,500	410,100	429,100	453,900	476,400	
	42	293,200	300,900	310,500	350,700	411,100	429,900	454,200	476,600	
	43	293,800	301,500	311,200	351,900	412,100	430,700	454,500	476,800	
	44	294,300	302,000	311,800	353,100	413,100	431,300	454,800	477,000	
	45	294,700	302,400	312,400	354,200	414,100	431,800	455,000	477,400	
	46	295,200	302,900	313,200	355,500	415,200	432,500	455,300		
	47	295,700	303,400	314,000	356,700	416,300	433,200	455,600		
	48	296,200	303,900	314,700	357,900	417,400	433,800	455,800		

短時間勤務職員以外の職員	49	296,600	304,500	315,500	359,100	418,700	434,500	456,100		
	50	297,100	305,000	316,600	360,500	419,500	434,900	456,400		
	51	297,600	305,600	317,600	361,800	420,300	435,500	456,700		
	52	298,100	306,100	318,600	363,100	420,900	436,100	457,000		
	53	298,600	306,700	319,600	364,000	421,400	436,500	457,200		
	54	299,200	307,300	320,700	365,300	422,100	436,900	457,500		
	55	299,600	308,000	321,700	366,500	422,800	437,400	457,800		
	56	300,000	308,600	322,700	367,700	423,500	437,900	458,100		
	57	300,500	309,200	323,700	368,800	423,800	438,400	458,300		
	58	301,000	310,000	324,800	370,100	424,500	438,900	458,600		
	59	301,500	310,800	325,900	371,500	425,200	439,300	458,900		
	60	301,900	311,500	327,000	372,900	425,700	439,700	459,100		
	61	302,400	312,300	327,900	374,200	426,100	440,100	459,300		
	62	302,800	313,100	329,000	375,700	426,500	440,400	459,600		
	63	303,300	313,900	330,100	377,200	427,000	440,700	459,900		
	64	303,800	314,800	331,200	378,800	427,500	441,000	460,200		
	65	304,300	315,600	332,100	380,000	428,000	441,200	460,400		
	66	304,800	316,500	333,200	381,400	428,400	441,500	460,700		
	67	305,200	317,300	334,300	382,700	428,900	441,800	461,000		
	68	305,600	318,100	335,400	384,100	429,400	442,000	461,300		
	69	306,100	319,000	336,400	385,200	429,900	442,200	461,500		
	70	306,500	319,800	337,500	386,400	430,400	442,500	461,800		
	71	306,900	320,700	338,700	387,600	431,000	442,800	462,100		
	72	307,400	321,600	339,900	388,800	431,500	443,000	462,400		
	73	307,900	322,200	340,600	390,100	431,900	443,200	462,500		
	74	308,400	323,100	341,900	391,300	432,500	443,500			
	75	309,000	324,000	343,200	392,500	432,900	443,800			
	76	309,400	324,800	344,500	393,600	433,100	444,000			
	77	309,900	325,400	345,900	394,800	433,400	444,200			
	78	310,400	326,300	347,300	396,000	433,900	444,500			
	79	311,000	327,200	348,700	397,100	434,200	444,800			
	80	311,600	328,200	350,100	398,300	434,500	445,000			
	81	312,100	329,100	351,400	399,400	434,800	445,200			
	82	312,600	330,200	353,000	400,000	435,200	445,500			
	83	313,300	331,100	354,500	400,500	435,600	445,800			
	84	313,900	332,100	356,100	401,000	436,000	446,000			
	85	314,500	333,000	357,500	401,600	436,300	446,200			
	86	315,200	334,000	359,000	402,200					
	87	315,900	335,000	360,500	402,800					
	88	316,600	336,000	361,900	403,400					
	89	317,300	337,000	363,200	403,700					
	90	318,000	338,300	364,400	404,100					
	91	318,700	339,500	365,700	404,700					
	92	319,400	340,700	367,000	405,200					
	93	319,900	341,800	368,300	405,600					
	94	320,800	343,100	369,800	406,000					
	95	321,700	344,300	371,300	406,500					
	96	322,500	345,600	372,700	407,000					
	97	323,200	346,800	374,000	407,400					
	98	324,100	348,100	375,200	407,900					
	99	325,000	349,400	376,300	408,400					
	100	325,900	350,600	377,500	408,800					

	101	326,800	352,000	378,600	409,100					
	102	327,800	352,900	379,700	409,500					
	103	328,800	353,900	380,800	410,000					
	104	329,700	355,000	382,000	410,300					
	105	330,500	356,100	383,200	410,600					
	106	331,100	357,200	383,700	411,100					
	107	331,700	358,200	384,300	411,600					
	108	332,400	359,200	384,900	412,100					
	109	332,900	360,400	385,500	412,400					
	110	333,400	361,400	386,000	412,900					
	111	333,800	362,400	386,400	413,400					
	112	334,300	363,300	386,900	413,900					
	113	335,100	364,200	387,300	414,200					
	114	335,700	365,200	387,700	414,700					
	115	336,400	366,100	388,200	415,200					
	116	337,000	367,100	388,700	415,700					
	117	337,600	368,100	389,100	416,100					
	118	338,300	368,500	389,600	416,600					
	119	339,000	369,100	390,200	417,000					
	120	339,800	369,700	390,700	417,500					
	121	340,400	370,000	390,900	417,900					
	122	340,700	370,400	391,400						
	123	341,200	370,800	391,900						
	124	341,700	371,200	392,300						
	125	341,900	371,600	392,800						
	126		372,000	393,300						
	127		372,400	393,800						
	128		372,800	394,300						
	129		373,200	394,600						
	130		373,600	395,100						
	131		374,000	395,600						
	132		374,400	396,100						
	133		374,600	396,400						
	134		375,100	396,900						
	135		375,500	397,300						
	136		375,800	397,700						
	137		376,100	398,000						
	138		376,500	398,500						
	139		377,000	399,000						
	140		377,500	399,500						
	141		377,800	399,800						
	142		378,300							
	143		378,800							
	144		379,300							
	145		379,500							
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		257,600	269,800	274,300	307,200	324,600	339,300	363,800	400,400	433,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	235,100	293,600	335,800	383,100	426,500	480,700
	2	238,400	295,300	336,900	384,800	428,600	482,500
	3	241,700	297,000	338,000	386,600	430,700	484,300
	4	245,100	298,700	339,000	388,100	432,800	486,100
	5	248,300	300,400	340,000	389,600	434,800	487,900
	6	251,400	301,900	341,400	391,300	436,200	489,700
	7	254,600	303,400	343,000	393,000	437,600	491,400
	8	257,700	304,900	344,600	394,500	438,900	493,000
	9	260,700	306,400	346,500	396,000	440,200	494,400
	10	263,600	307,700	348,100	397,500	441,500	495,600
	11	266,500	308,900	349,800	399,000	442,700	496,800
	12	269,400	310,200	351,400	400,500	443,900	497,800
	13	272,200	311,500	353,100	402,000	445,100	498,700
	14	275,100	312,800	354,700	403,400	446,300	499,700
	15	277,900	314,000	356,300	404,700	447,500	500,700
	16	280,700	315,400	357,800	406,000	448,600	501,600
	17	283,300	316,600	359,300	407,500	449,600	501,900
	18	284,700	317,700	360,100	409,100	450,600	502,800
	19	286,100	318,900	360,900	410,700	451,700	503,700
	20	287,500	320,000	361,600	412,300	452,800	504,600
	21	288,900	321,300	362,400	413,800	453,700	505,500
	22	290,000	322,100	363,200	415,200	454,500	506,400
	23	291,200	322,800	364,000	416,600	455,400	507,300
	24	292,300	323,500	364,700	418,000	456,200	508,200
	25	293,400	324,200	365,500	419,300	457,100	509,000
	26	294,000	324,900	366,200	420,500	458,000	509,700
	27	294,400	325,500	367,000	421,700	458,900	510,300
	28	294,800	326,100	367,700	422,900	459,700	510,900
	29	295,200	326,800	368,400	424,100	460,100	511,400
	30	295,600	327,400	369,100	425,200	460,600	511,900
	31	295,900	328,000	369,700	426,200	461,200	512,500
	32	296,200	328,600	370,400	427,200	461,700	513,100
	33	296,500	329,200	371,100	427,700	462,200	513,400
	34	296,800	329,800	371,700	428,500	462,500	513,900
	35	297,100	330,200	372,400	429,400	462,900	514,400
	36	297,400	330,700	373,000	430,300	463,300	514,900
	37	297,700	331,200	373,700	431,100	463,600	515,400
	38	298,000	331,700	374,400	432,000	464,100	516,000
	39	298,300	332,200	375,000	432,800	464,700	516,300
	40	298,600	332,500	375,700	433,700	465,300	516,900
	41	298,900	332,800	376,400	434,500	465,900	517,400
	42	299,100	333,100	377,100	435,400	466,600	
	43	299,400	333,400	377,800	436,300	467,200	
	44	299,700	333,700	378,400	436,800	467,800	
	45	300,000	334,000	379,000	437,000	468,100	
	46	300,200	334,300	379,800	437,400	468,700	
	47	300,500	334,600	380,600	437,600	469,300	
	48	300,800	334,900	381,300	438,000	470,000	
	49	301,200	335,200	382,100	438,300	470,400	
	50	301,500	335,500	383,000	438,500	470,700	
	51	301,800	335,800	383,800	438,800	471,000	
	52	302,000	336,100	384,500	439,200	471,200	

	53	302,200	336,400	385,100	439,500	471,400	
	54	302,500	336,700	386,000	440,000	471,600	
	55	302,800	337,000	386,900	440,500	471,900	
	56	303,000	337,200	387,700	441,000	472,200	
	57	303,200	337,500	388,100	441,600	472,400	
	58	303,500	337,800	388,400	442,200	472,700	
	59	303,800	338,100	388,700	442,700	473,000	
	60	304,000	338,300	389,000	443,200	473,200	
	61	304,200	338,500	389,300	443,800	473,400	
	62	304,500	338,800	389,600	444,300		
	63	304,800	339,100	389,900	444,800		
	64	305,000	339,300	390,200	445,400		
	65	305,200	339,500	390,400	445,900		
	66	305,400	339,800	390,600	446,500		
	67	305,600	340,100	390,900	447,000		
	68	305,900	340,300	391,200	447,600		
	69	306,200	340,500	391,500	448,100		
	70			391,700	448,500		
	71			392,000	449,200		
	72			392,300	449,800		
	73			392,600	450,100		
	74			393,000	450,600		
	75			393,400	451,200		
	76			393,800	451,700		
	77			394,200	452,100		
	78			394,600	452,600		
	79			395,100	453,300		
	80			395,600	454,000		
	81			396,000	454,200		
	82			396,400			
	83			396,800			
	84			397,300			
	85			397,800			
	86			398,300			
	87			398,800			
	88			399,300			
	89			399,600			
	90			400,000			
	91			400,300			
	92			400,700			
	93			401,200			
	94			401,500			
	95			402,000			
	96			402,400			
	97			403,000			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 235,500	円 266,800	円 297,800	円 340,700	円 370,300	円 419,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,900	248,900	341,800	391,800	464,000
	2	199,000	253,200	343,800	393,200	474,300
	3	200,200	256,100	345,800	394,600	484,100
	4	201,300	258,800	347,800	396,000	494,100
	5	202,400	261,400	349,600	397,400	504,000
	6	204,600	263,100	351,600	398,800	514,100
	7	206,800	264,600	353,500	400,200	523,000
	8	208,900	266,200	355,400	401,600	530,900
	9	211,000	267,700	357,100	403,000	538,700
	10	213,000	269,700	358,700	404,500	545,900
	11	215,000	271,600	360,300	406,000	551,200
	12	217,000	273,500	361,900	407,400	555,800
	13	219,100	275,500	363,500	408,800	558,800
	14	221,000	277,700	364,500	410,300	560,800
	15	222,900	280,000	365,500	411,800	
	16	224,700	282,200	366,400	413,300	
	17	226,400	284,300	367,500	414,800	
	18	228,200	286,600	368,700	416,600	
	19	230,100	289,000	369,900	418,100	
	20	231,900	291,400	371,100	419,800	
	21	233,700	293,700	372,300	421,000	
	22	235,500	295,800	373,400	422,300	
	23	237,200	297,900	374,400	423,700	
	24	238,900	299,900	375,500	425,100	
	25	240,600	302,000	376,600	426,400	
	26	242,800	303,900	377,600	427,700	
	27	244,700	305,800	378,500	429,200	
	28	246,600	307,700	379,500	430,700	
	29	248,500	309,600	380,400	431,900	
	30	249,600	311,100	381,200	433,100	
	31	250,700	312,700	382,000	434,700	
	32	251,800	314,200	382,800	436,200	
	33	253,300	315,700	383,500	437,500	
	34	254,500	317,200	384,200	438,900	
	35	256,000	318,700	385,000	440,300	
	36	257,400	320,100	385,800	441,700	
	37	258,800	321,500	386,600	443,100	
	38	260,300	322,400	387,300	444,500	
	39	261,800	323,300	388,100	445,900	
	40	263,400	324,100	388,900	447,300	

	41	264,800	324,800	389,700	448,400
	42	266,100	325,300	390,900	449,700
	43	267,500	325,800	392,200	451,100
	44	269,000	326,200	393,400	452,500
	45	270,500	326,700	394,100	453,300
	46	271,800	327,200	395,000	454,200
	47	273,000	327,700	395,800	455,100
	48	274,200	328,100	396,500	456,000
	49	275,400	328,500	397,200	456,800
	50	276,500	328,900	397,900	457,600
	51	277,600	329,200	398,600	458,200
	52	278,700	329,700	399,200	459,000
	53	279,800	330,100	399,800	459,400
	54	280,900	330,500	400,500	460,000
	55	281,900	330,900	401,300	460,500
	56	282,900	331,200	402,100	460,900
	57	283,900	331,600	402,700	461,400
	58	284,600	331,900	403,500	
	59	285,100	332,300	404,200	
	60	285,700	332,600	404,900	
短時間勤務職員以外の職員	61	286,300	333,000	405,500	
	62	286,900	333,500	406,200	
	63	287,500	334,100	406,800	
	64	288,000	334,600	407,500	
	65	288,600	335,000	408,200	
	66	289,100	335,600	408,800	
	67	289,700	336,100	409,400	
	68	290,200	336,700	410,100	
	69	290,800	337,200	410,800	
	70	291,500	337,700	411,300	
	71	292,200	338,300	411,900	
	72	292,800	338,900	412,500	
	73	293,400	339,400	413,000	
	74	294,000	340,100	413,600	
	75	294,600	340,800	414,200	
	76	295,300	341,500	414,700	
	77	295,900	342,100	415,200	
	78	296,600	342,700	415,700	
	79	297,300	343,400	416,200	
	80	297,800	344,100	416,900	
	81	298,400	344,800	417,300	
	82	299,000	345,500		
	83	299,700	346,100		
	84	300,300	346,700		

	85	300,800	347,200			
	86	301,400	347,700			
	87	302,100	348,100			
	88	302,700	348,500			
	89	303,200	348,800			
	90	303,900	349,300			
	91	304,600	349,600			
	92	305,200	350,000			
	93	305,800	350,300			
	94	306,400	350,700			
	95	307,000	351,100			
	96	307,600	351,500			
	97	307,900	352,000			
	98	308,400	352,500			
	99	309,000	353,000			
	100	309,500	353,500			
	101	309,900	354,000			
	102	310,300	354,500			
	103	310,600	354,900			
	104	311,000	355,400			
	105	311,400	355,800			
	106	311,800	356,200			
	107	312,200	356,700			
	108	312,500	357,100			
	109	312,700	357,600			
	110	313,100	358,000			
	111	313,400	358,400			
	112	313,600	358,800			
	113	313,900	359,300			
	114	314,200	359,700			
	115	314,500	360,100			
	116	314,800	360,500			
	117	315,100	361,000			
	118	315,400	361,400			
	119	315,600	361,800			
	120	315,900	362,200			
	121	316,200	362,600			
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		232,200	275,800	301,700	345,900	406,800

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	308,200	419,100	474,300	571,100
	2	310,500	421,900	476,300	577,200
	3	312,800	424,500	478,200	582,300
	4	315,100	426,900	480,200	587,000
	5	317,200	429,200	481,500	591,400
	6	320,700	431,400	483,300	595,700
	7	324,200	433,500	485,100	599,100
	8	327,700	435,600	487,000	602,100
	9	331,100	437,700	488,700	604,600
	10	334,600	439,200	490,400	606,900
	11	338,100	440,700	492,200	
	12	341,500	442,200	494,000	
	13	344,900	443,600	495,800	
	14	348,400	445,100	497,600	
	15	351,900	446,600	499,400	
	16	355,300	448,000	501,200	
	17	358,700	449,300	503,100	
	18	361,900	450,800	505,000	
	19	365,100	452,200	506,900	
	20	368,300	453,600	508,800	
	21	371,600	454,900	510,700	
	22	374,800	456,400	512,400	
	23	377,900	457,900	514,200	
	24	380,900	459,300	516,000	
	25	384,000	460,700	517,600	
	26	386,400	462,100	519,400	
	27	388,700	463,400	521,300	
	28	390,900	464,800	522,800	
	29	392,800	466,200	524,200	
	30	394,500	467,500	525,900	
	31	396,200	468,900	527,700	
	32	398,000	470,300	529,400	
	33	399,800	471,700	531,000	
	34	401,600	473,100	532,300	
	35	403,200	474,400	533,600	
	36	404,500	475,800	534,900	
	37	405,900	477,200	535,900	
	38	407,300	478,900	537,200	
	39	408,700	480,500	538,500	
	40	410,200	482,100	539,800	
	41	411,700	483,700	540,800	
	42	412,400	484,900	541,600	
	43	413,000	486,000	542,400	
	44	413,600	487,100	543,200	
	45	414,400	488,100	544,100	
	46	415,000	489,000	544,900	
	47	415,600	489,900	545,700	
	48	416,100	490,700	546,400	

	49	416,600	491,400	547,200	
	50	417,000	492,100	548,100	
	51	417,500	492,800	548,800	
	52	417,900	493,400	549,700	
	53	418,300	494,100	550,600	
	54	418,600	494,800	551,400	
	55	418,900	495,400	552,300	
	56	419,300	496,000	553,200	
	57	419,600	496,300	554,000	
	58	420,000	496,900	554,900	
	59	420,300	497,500	555,800	
	60	420,700	498,200	556,500	
	61	421,100	498,600	557,300	
	62	421,400	499,200	558,200	
	63	421,700	499,900	559,100	
	64	422,000	500,600	560,000	
	65	422,300	501,000	560,800	
	66		501,600	561,700	
	67		502,200	562,600	
	68		502,700	563,500	
	69		503,200	564,300	
	70		503,700	565,200	
	71		504,200	566,100	
	72		504,700	567,000	
	73		505,100	567,800	
	74		505,600		
	75		506,000		
	76		506,500		
	77		507,000		
	78		507,600		
	79		508,200		
	80		508,600		
	81		509,100		
	82		509,700		
	83		510,300		
	84		510,800		
	85		511,300		
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 315,600	円 359,500	円 416,300	円 492,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,700	241,900	276,700	295,800	329,100	375,500	430,800
	2	204,800	243,200	277,500	296,600	330,500	377,200	432,800
	3	207,000	244,500	278,300	297,300	331,900	378,800	434,800
	4	209,100	245,800	279,100	298,000	333,300	380,400	436,600
	5	211,100	247,000	279,900	298,700	334,700	382,000	438,400
	6	213,100	248,100	280,700	299,400	336,300	383,600	440,000
	7	215,100	249,100	281,500	300,100	337,800	385,200	441,600
	8	216,900	250,000	282,200	300,800	339,300	386,800	443,100
	9	218,800	251,100	282,900	301,500	340,800	388,400	444,600
	10	220,700	252,200	283,700	302,300	342,400	390,400	445,900
	11	222,600	253,300	284,500	303,100	343,900	392,400	447,200
	12	224,700	254,500	285,300	303,800	345,400	394,400	448,500
	13	226,400	255,800	286,100	304,400	346,900	395,800	449,800
	14	228,400	257,000	286,900	305,500	348,500	397,600	451,000
	15	230,700	258,200	287,600	306,600	350,000	399,300	452,300
	16	232,800	259,300	288,400	307,800	351,500	401,000	453,400
	17	234,900	260,300	289,200	308,900	353,000	402,800	454,600
	18	236,000	261,300	290,000	310,100	354,600	404,300	455,800
	19	237,000	262,400	290,800	311,200	356,200	405,800	457,000
	20	238,100	263,500	291,600	312,400	357,700	407,300	458,200
	21	239,200	264,600	292,400	313,600	359,000	408,600	459,300
	22	240,000	265,500	293,300	314,800	360,500	409,900	460,100
	23	240,900	266,300	294,200	316,000	362,000	411,200	460,500
	24	241,700	267,100	294,900	317,200	363,500	412,300	461,200
	25	242,600	267,900	295,600	318,400	365,000	413,400	461,700
	26	243,500	268,700	296,500	319,600	366,500	414,500	462,100
	27	244,400	269,500	297,400	320,700	368,000	415,600	462,500
	28	245,300	270,300	298,100	321,900	369,400	416,700	462,900
	29	246,200	271,000	298,900	323,100	370,800	417,500	463,300
	30	247,000	271,800	299,900	324,300	372,400	418,300	463,700
	31	247,700	272,600	300,800	325,500	373,900	419,000	464,000
	32	248,500	273,300	301,800	326,700	375,400	419,800	464,300
	33	249,200	274,200	302,800	327,900	376,600	420,200	464,600
	34	249,800	275,000	303,900	329,000	377,700	420,800	464,900
	35	250,500	275,600	304,900	330,200	378,900	421,300	465,200
	36	251,200	276,400	305,900	331,400	380,000	421,700	465,500

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	251,900	277,300	306,900	332,600	381,000	422,100	465,800
	38	252,500	278,100	307,900	333,800	381,800	422,400	
	39	253,100	278,900	308,900	335,100	382,800	422,700	
	40	253,700	279,700	309,900	336,300	383,900	423,000	
	41	254,300	280,400	310,800	337,200	384,900	423,300	
	42	254,900	281,200	312,000	338,400	385,900	423,600	
	43	255,500	282,000	313,100	339,600	386,900	423,900	
	44	256,000	282,700	314,200	340,800	387,800	424,200	
	45	256,500	283,400	315,300	341,800	388,600	424,400	
	46	257,100	284,200	316,400	342,800	389,400	424,700	
	47	257,500	285,000	317,500	343,800	390,300	425,000	
	48	257,900	285,700	318,500	344,700	391,100	425,300	
	49	258,300	286,400	319,600	345,600	391,600	425,500	
	50	258,800	287,100	320,600	346,500	392,400	425,700	
	51	259,300	287,700	321,700	347,500	393,200	426,000	
	52	259,800	288,400	322,800	348,400	394,000	426,300	
	53	260,100	289,100	323,800	348,900	394,400	426,500	
	54	260,400	289,700	324,800	349,800	395,100		
	55	260,700	290,400	325,800	350,600	395,800		
	56	261,000	291,100	326,800	351,500	396,400		
	57	261,300	291,800	327,900	352,200	396,800		
	58	261,600	292,500	328,800	352,500	397,300		
	59	261,900	293,200	329,800	352,900	398,000		
	60	262,200	293,800	330,700	353,500	398,600		
	61	262,500	294,300	331,600	354,100	399,000		
	62	262,900	294,900	332,300	354,800	399,500		
	63	263,200	295,600	333,000	355,500	400,000		
	64	263,500	296,200	333,600	356,100	400,500		
	65	263,800	296,700	334,200	356,800	401,100		
	66	264,100	297,300	334,900	357,300	401,600		
	67	264,400	298,000	335,500	357,900	402,200		
	68	264,700	298,600	336,100	358,500	402,800		
	69	265,000	299,200	336,700	358,800	403,300		
	70	265,300	299,800	336,900	359,300	403,800		
	71	265,600	300,400	337,400	359,700	404,200		
	72	265,800	301,000	337,900	360,200	404,600		
	73	266,000	301,600	338,500	360,700	404,900		
	74	266,300	302,100	339,000	361,200	405,400		
	75	266,600	302,500	339,500	361,700	405,800		
	76	266,800	302,900	339,900	362,100	406,200		

	77	267,000	303,200	340,500	362,400	406,600		
	78	267,300	303,500	341,000	362,700			
	79	267,600	303,800	341,400	362,900			
	80	267,800	304,100	341,900	363,200			
	81	268,000	304,400	342,400	363,700			
	82	268,300	304,600	342,700	364,000			
	83	268,600	304,900	342,900	364,300			
	84	268,800	305,200	343,200	364,600			
	85	269,000	305,400	343,600	365,000			
	86		305,600	344,000	365,300			
	87		305,800	344,300	365,700			
	88		306,000	344,600	366,000			
	89		306,400	344,900	366,400			
	90		306,600	345,100	366,700			
	91		306,800	345,500	366,900			
	92		307,000	345,800	367,200			
	93		307,400	346,000	367,500			
	94		307,600	346,300	367,900			
	95		307,800	346,600	368,300			
	96		308,100	346,800	368,700			
	97		308,400	347,000	369,200			
	98		308,600	347,300	369,600			
	99		308,800	347,600	370,000			
	100		309,100	347,800	370,400			
	101		309,400	348,000	370,900			
	102		309,600	348,200				
	103		309,800	348,600				
	104		310,100	348,800				
	105		310,400	349,000				
	106			349,300				
	107			349,700				
	108			350,000				
	109			350,200				
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 203,000	円 229,800	円 259,600	円 273,600	円 300,300	円 342,900	円 386,700

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	223,600	256,900	296,400	309,900	333,600	376,600	432,100
	2	225,500	259,000	296,900	310,400	334,600	378,300	434,400
	3	227,300	261,200	297,400	310,900	335,600	380,000	436,600
	4	229,000	263,400	297,900	311,400	336,600	381,800	438,700
	5	230,700	265,600	298,300	311,900	337,600	383,600	440,600
	6	232,700	266,600	298,800	312,400	338,800	385,600	442,500
	7	234,500	267,500	299,300	313,000	340,000	387,700	444,300
	8	236,200	268,400	299,700	313,400	341,200	389,700	446,300
	9	237,900	269,200	300,100	313,900	342,100	391,400	448,000
	10	239,800	270,300	300,600	314,500	343,300	393,500	449,600
	11	241,700	271,400	301,100	315,100	344,400	395,600	451,400
	12	243,700	272,300	301,600	315,600	345,500	397,600	453,100
	13	245,600	273,100	302,000	316,000	346,500	399,600	454,400
	14	247,600	273,800	302,500	316,600	347,700	401,200	455,700
	15	249,600	274,500	303,000	317,300	348,800	403,000	457,300
	16	251,600	275,300	303,500	317,900	349,900	404,800	458,900
	17	253,600	276,400	304,000	318,500	351,000	406,500	460,600
	18	255,600	277,300	304,400	319,400	352,100	408,200	462,200
	19	257,700	278,200	304,900	320,200	353,200	410,100	463,700
	20	259,700	279,100	305,300	321,100	354,300	411,900	465,100
	21	261,600	280,200	305,800	321,900	355,400	413,600	466,200
	22	262,800	281,200	306,200	322,800	356,600	415,300	467,500
	23	263,900	282,100	306,700	323,700	357,800	417,100	468,800
	24	265,000	283,100	307,100	324,500	358,900	418,900	470,400
	25	266,100	283,900	307,600	325,300	360,000	420,500	471,400
	26	267,000	284,800	308,200	326,200	361,300	422,300	472,000
	27	267,900	285,700	308,900	327,100	362,600	424,100	472,700
	28	268,700	286,600	309,600	328,000	363,900	425,900	473,300
	29	269,500	287,600	310,300	328,700	365,100	427,400	474,300
	30	270,200	288,300	311,000	329,800	366,600	428,900	475,000
	31	270,900	289,000	311,700	330,900	368,100	430,500	475,800
	32	271,600	289,700	312,500	331,900	369,600	431,800	476,600
	33	272,400	290,400	313,200	333,000	370,800	432,900	477,300
	34	273,000	291,000	314,000	334,000	372,300	434,000	478,000
	35	273,600	291,500	314,800	335,100	373,800	435,300	478,700
	36	274,100	291,900	315,500	336,200	375,200	436,500	479,500
	37	274,700	292,300	316,200	337,300	376,600	437,800	480,300
	38	275,400	292,900	317,000	338,500	377,600	438,900	481,100
	39	276,100	293,400	317,800	339,600	379,000	440,100	481,800
	40	276,800	293,800	318,600	340,700	380,300	441,300	482,500

	41	277,500	294,200	319,200	341,500	381,700	442,500	483,300
	42	278,100	294,700	320,100	342,600	383,100	443,500	
	43	278,800	295,100	321,100	343,700	384,400	444,600	
	44	279,500	295,600	322,000	344,700	385,700	445,700	
	45	280,300	296,100	322,800	345,600	387,200	446,800	
	46	281,000	296,500	323,800	346,600	388,400	447,300	
	47	281,700	297,000	324,800	347,600	389,500	447,800	
	48	282,300	297,400	325,700	348,600	390,700	448,200	
	49	282,800	297,900	326,600	349,800	391,800	448,800	
	50	283,300	298,300	327,600	351,100	392,700	449,300	
	51	283,700	298,800	328,600	352,300	393,700	449,700	
	52	284,100	299,300	329,600	353,500	394,600	450,200	
	53	284,400	299,700	330,400	354,400	395,200	450,700	
	54	284,900	300,100	331,300	355,600	396,000	451,100	
	55	285,300	300,600	332,300	356,800	396,800	451,400	
	56	285,700	301,000	333,200	358,100	397,600	451,700	
	57	286,100	301,500	334,100	359,100	398,300	452,100	
	58	286,500	302,200	335,100	360,000	399,000		
	59	286,800	303,000	336,100	361,100	399,700		
	60	287,100	303,700	337,000	362,400	400,400		
	61	287,500	304,400	337,900	363,500	401,000		
	62	287,900	305,300	339,100	364,700	401,600		
	63	288,300	306,200	340,300	366,000	402,300		
	64	288,600	306,900	341,500	367,100	402,900		
	65	288,900	307,600	342,200	368,000	403,400		
	66	289,300	308,500	343,300	368,900	403,900		
	67	289,700	309,300	344,400	370,000	404,500		
	68	290,100	310,100	345,300	371,100	405,000		
	69	290,500	310,800	346,500	371,900	405,400		
	70	290,900	311,700	347,200	373,000	406,000		
	71	291,300	312,600	348,300	374,100	406,500		
	72	291,700	313,400	349,400	375,100	406,800		
	73	292,100	314,300	350,500	375,800	407,100		
	74	292,600	315,200	351,700	376,600	407,600		
	75	293,100	316,100	352,800	377,400	408,000		
	76	293,600	317,000	353,900	378,100	408,300		
	77	294,100	317,800	355,000	378,700	408,600		
	78	294,600	318,700	356,100	379,200	409,100		
	79	295,200	319,700	357,100	379,800	409,600		
	80	295,600	320,600	358,200	380,300	410,000		
	81	296,100	321,100	359,100	380,900	410,300		
	82	296,500	321,900	360,100	381,400	410,700		
	83	297,000	322,800	361,000	381,900	411,200		
	84	297,500	323,600	362,000	382,400	411,600		
短時 間勤 務職 員以								

外の 職員	85	297,900	324,400	362,900	382,800	412,000		
	86	298,300	325,400	363,700	383,200			
	87	298,800	326,400	364,500	383,800			
	88	299,300	327,400	365,300	384,300			
	89	299,700	328,300	365,900	384,600			
	90	300,200	329,300	366,500	385,100			
	91	300,700	330,300	367,100	385,500			
	92	301,200	331,300	367,700	385,800			
	93	301,700	332,100	368,100	386,400			
	94	302,100	332,800	368,500	386,900			
	95	302,700	333,500	369,000	387,400			
	96	303,300	334,100	369,400	387,900			
	97	303,900	334,600	369,900	388,400			
	98	304,400	334,900	370,300	388,900			
	99	304,900	335,400	370,800	389,400			
	100	305,400	336,000	371,200	389,800			
	101	305,800	336,400	371,500	390,400			
	102	306,300	337,000	372,000	390,900			
	103	306,700	337,600	372,300	391,400			
	104	307,100	338,100	372,600	391,900			
	105	307,500	338,500	373,100	392,500			
	106	307,900	339,000	373,600	392,900			
	107	308,300	339,500	374,100	393,400			
	108	308,600	340,000	374,600	393,900			
	109	308,800	340,400	375,100	394,500			
	110	309,100	340,700	375,600				
	111	309,300	341,000	376,100				
	112	309,600	341,300	376,500				
	113	309,900	341,600	376,900				
	114	310,100	342,000	377,300				
	115	310,400	342,300	377,800				
	116	310,600	342,600	378,300				
	117	310,900	342,800	378,700				
	118	311,100	343,100	379,200				
	119	311,400	343,400	379,700				
	120	311,700	343,600	380,200				
	121	312,000	343,800	380,500				
	122	312,300	344,100					
	123	312,600	344,400					
	124	312,900	344,700					
	125	313,100	344,900					
	126	313,300	345,200					
	127	313,600	345,500					
	128	314,000	345,700					

	129	314,200	345,900					
	130	314,500	346,100					
	131	314,900	346,500					
	132	315,300	346,700					
	133	315,500	347,000					
	134	315,800	347,400					
	135	316,100	347,800					
	136	316,400	348,200					
	137	316,600	348,500					
	138	316,900	348,900					
	139	317,200	349,300					
	140	317,500	349,700					
	141	317,700	350,000					
	142	318,000	350,400					
	143	318,400	350,700					
	144	318,700	351,100					
	145	318,900	351,400					
	146	319,100	351,800					
	147	319,400	352,200					
	148	319,700	352,600					
	149	319,900	352,900					
	150	320,100	353,300					
	151	320,400	353,700					
	152	320,700	354,100					
	153	321,100	354,400					
	154	321,300						
	155	321,500						
	156	321,800						
	157	322,100						
	158	322,400						
	159	322,700						
	160	323,000						
	161	323,400						
	162	323,700						
	163	324,000						
	164	324,300						
	165	324,700						
	166	325,000						
	167	325,300						
	168	325,600						
	169	326,000						
短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 250,900	円 272,000	円 279,700	円 290,500	円 307,700	円 346,500	円 392,300

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	431,000
2	495,000
3	560,000
4	647,000
5	752,000
6	858,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	361,000
2	398,000
3	427,000

第六条第二項中「百分の百二十五」を「二万分の一萬二千六百二十五」に、「千分の千七百二十五」を「百分の百七十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	408,000
2	458,000
3	513,000
4	578,000
5	661,000
6	771,000
7	900,000

第八条第二項中「第十六条の八第二項第一号中」を「中」に、「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「百分の九十五」を「一万分の九千六百二十五」に、「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に、「千分の八百七十五」を「一万分の八千八百七十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「百分の九十五」を「一万分の九千六百二十五」に、「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に、「千分の八百七十五」を「一万分の八千八百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第四項の規定 公布の日

二 第一条中一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第十条の五第一項の改正規定（同項第一号の改正規定を除く。）及び第十一条の改正規定（同条第二項第二号イの改正規定を除く。） 令和八年四月一日

2 第一条の規定（前項第二号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 職員が、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

議案第 3 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

議案第 号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号イ中「五万二千五百円」を「五万五千円」に改め、同条中第七項を第八項とし、同条第六項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「及び前項第二号に定める額」を「第二項第二号に定める額及び前項第一号に定める額」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる学校職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及

び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第七項において

「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規

則で定める学校職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ

る通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たり
の駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十五条第一項中「四千四百円」を「四千七百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に
改める。

第十八条第二項中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に改め、同条第三項
中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「百分の七十」を「一万分の七千
百二十五」に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の百五」を「一万分の一万六百二十五」に改め、同項第二

号中「百分の五十」を「一万分の五千百二十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表（第五条関係）

学校職員 の区分	職 務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	197,500	244,000	278,700	312,400	335,400	369,900
	2	198,600	245,400	279,700	313,900	337,300	371,600
	3	199,800	246,800	280,700	315,400	339,100	373,300
	4	200,900	248,200	281,700	316,800	340,800	374,900
	5	202,000	249,600	282,700	318,200	342,500	376,500
	6	203,700	251,000	283,700	319,300	344,200	378,300
	7	205,300	252,400	284,600	320,300	345,900	379,800
	8	206,900	253,800	285,600	321,500	347,500	381,400
	9	208,500	255,200	286,600	322,700	349,200	382,700
	10	210,200	256,400	287,600	324,300	350,900	384,400
	11	211,800	257,800	288,600	325,900	352,600	386,000
	12	213,400	259,100	289,700	327,500	354,200	387,500
	13	214,900	260,300	290,700	329,000	355,700	389,400
	14	216,600	261,500	292,000	330,600	357,300	391,300
	15	218,300	262,700	293,300	332,200	358,900	393,200
	16	220,000	263,900	294,500	333,800	360,400	395,100
	17	221,300	265,000	295,700	335,200	361,800	396,600
	18	222,900	266,100	297,000	337,000	363,500	398,400
	19	224,500	267,200	298,200	338,600	365,100	400,200
	20	226,000	268,300	299,400	340,200	366,700	401,800
	21	227,500	269,300	300,400	341,600	367,900	403,500
	22	229,100	270,200	301,600	343,300	369,400	404,900
	23	230,800	271,200	302,900	345,000	370,900	406,300
	24	232,400	272,300	304,200	346,700	372,400	407,700
	25	234,000	273,300	305,500	347,900	374,200	409,000
	26	235,700	274,100	306,500	349,800	376,000	410,200
	27	237,000	275,000	307,500	351,500	377,600	411,400
	28	238,300	275,900	308,500	353,100	379,300	412,400
	29	239,600	276,700	309,600	354,600	380,700	413,500
	30	240,700	277,500	310,800	356,200	382,000	414,700
	31	241,800	278,300	311,900	357,800	383,400	415,900
	32	243,000	279,100	313,100	359,400	384,800	417,000
	33	243,900	279,800	314,300	361,100	385,900	417,700
	34	245,000	280,600	315,600	362,900	386,800	418,400
	35	245,900	281,400	316,900	364,700	387,800	419,100
	36	246,900	282,100	318,200	366,500	388,900	419,800
	37	247,900	282,800	319,400	368,000	389,700	420,300
	38	248,800	283,500	320,700	369,400	390,600	420,900
	39	249,700	284,200	322,000	370,800	391,500	421,400
	40	250,500	284,900	323,300	372,300	392,300	421,800
	41	251,300	285,600	324,600	373,800	393,100	422,200
	42	252,000	286,300	325,900	374,600	393,700	422,400
	43	252,600	287,000	327,200	375,600	394,500	422,700
	44	253,200	287,700	328,400	376,600	395,300	423,000
	45	253,900	288,400	329,300	377,500	396,000	423,300
	46	254,500	289,000	330,500	378,600	396,700	423,600

短時間勤務学校職員以外の 学校職員	47	255,100	289,700	331,800	379,500	397,400	423,900
	48	255,700	290,300	333,100	380,500	398,100	424,200
	49	256,300	291,000	334,200	381,400	398,600	424,400
	50	256,900	291,600	335,500	382,100	399,200	424,700
	51	257,500	292,300	336,700	382,800	399,800	425,000
	52	258,000	293,000	337,900	383,400	400,500	425,300
	53	258,400	293,600	339,200	383,800	400,900	425,500
	54	258,800	294,200	340,300	384,400	401,500	425,800
	55	259,100	294,800	341,400	385,000	402,100	426,100
	56	259,400	295,500	342,500	385,700	402,700	426,400
	57	259,700	296,100	343,200	386,000	403,100	426,600
	58	260,000	296,700	344,100	386,700	403,600	426,900
	59	260,300	297,300	344,800	387,400	404,200	427,200
	60	260,600	298,000	345,600	388,000	404,800	427,400
	61	260,900	298,600	346,400	388,300	405,200	427,600
	62	261,200	299,200	346,800	388,800	405,700	427,900
	63	261,500	299,700	347,300	389,500	406,200	428,200
	64	261,800	300,200	348,000	390,100	406,700	428,400
	65	262,100	300,700	348,800	390,400	406,900	428,600
	66	262,400	301,300	349,500	391,000	407,300	428,900
	67	262,700	301,800	350,200	391,700	407,700	429,200
	68	263,000	302,400	350,800	392,300	408,000	429,400
	69	263,300	302,800	351,300	392,700	408,300	429,600
	70	263,600	303,300	351,900	393,200	408,600	429,900
	71	263,900	303,900	352,400	393,800	408,900	430,200
	72	264,300	304,500	353,000	394,300	409,200	430,400
	73	264,600	305,000	353,300	394,800	409,400	430,600
	74	264,900	305,400	353,800	395,400	409,700	
	75	265,200	305,700	354,200	395,900	410,000	
	76	265,500	306,000	354,600	396,200	410,200	
	77	265,800	306,200	355,000	396,600	410,400	
	78	266,100	306,500	355,500	397,100	410,700	
	79	266,400	306,700	356,000	397,500	411,000	
	80	266,700	307,000	356,500	397,900	411,200	
	81	267,000	307,200	356,800	398,300	411,400	
	82	267,300	307,400	357,200	398,800	411,700	
	83	267,600	307,700	357,600	399,200	412,000	
	84	267,900	307,900	358,000	399,600	412,200	
	85	268,200	308,200	358,300	399,900	412,400	
	86	268,500	308,400	358,700			
	87	268,800	308,700	359,100			
	88	269,100	309,000	359,500			
	89	269,400	309,300	359,700			
	90	269,700	309,600	360,100			
	91	269,900	309,900	360,500			
	92	270,200	310,200	360,900			
	93	270,500	310,400	361,100			
	94		310,600	361,400			
	95		310,900	361,800			
	96		311,300	362,100			

	97		311,500	362,400			
	98		311,800	362,800			
	99		312,100	363,200			
	100		312,500	363,600			
	101		312,700	364,100			
	102		313,000	364,500			
	103		313,300	364,900			
	104		313,600	365,300			
	105		313,800	365,800			
	106		314,100	366,200			
	107		314,400	366,500			
	108		314,700	366,800			
	109		314,900	367,300			
	110		315,300				
	111		315,700				
	112		316,000				
	113		316,200				
	114		316,400				
	115		316,700				
	116		317,100				
	117		317,300				
	118		317,500				
	119		317,800				
	120		318,100				
	121		318,500				
	122		318,700				
	123		318,900				
	124		319,100				
	125		319,400				
短時間 勤務学 校職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 202,000	円 229,700	円 271,800	円 292,600	円 308,300	円 334,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

別表第二 海事職給料表（第五条関係）

学校職員 の区分	職 務 の 級 等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
短時間勤 務学校職 員以外の 学校職員		円	円	円	円	円	円
	1	235,100	293,600	335,800	383,100	426,500	480,700
	2	238,400	295,300	336,900	384,800	428,600	482,500
	3	241,700	297,000	338,000	386,600	430,700	484,300
	4	245,100	298,700	339,000	388,100	432,800	486,100
	5	248,300	300,400	340,000	389,600	434,800	487,900
	6	251,400	301,900	341,400	391,300	436,200	489,700
	7	254,600	303,400	343,000	393,000	437,600	491,400
	8	257,700	304,900	344,600	394,500	438,900	493,000
	9	260,700	306,400	346,500	396,000	440,200	494,400
	10	263,600	307,700	348,100	397,500	441,500	495,600
	11	266,500	308,900	349,800	399,000	442,700	496,800
	12	269,400	310,200	351,400	400,500	443,900	497,800
	13	272,200	311,500	353,100	402,000	445,100	498,700
	14	275,100	312,800	354,700	403,400	446,300	499,700
	15	277,900	314,000	356,300	404,700	447,500	500,700
	16	280,700	315,400	357,800	406,000	448,600	501,600
	17	283,300	316,600	359,300	407,500	449,600	501,900
	18	284,700	317,700	360,100	409,100	450,600	502,800
	19	286,100	318,900	360,900	410,700	451,700	503,700
	20	287,500	320,000	361,600	412,300	452,800	504,600
	21	288,900	321,300	362,400	413,800	453,700	505,500
	22	290,000	322,100	363,200	415,200	454,500	506,400
	23	291,200	322,800	364,000	416,600	455,400	507,300
	24	292,300	323,500	364,700	418,000	456,200	508,200
	25	293,400	324,200	365,500	419,300	457,100	509,000
	26	294,000	324,900	366,200	420,500	458,000	509,700
	27	294,400	325,500	367,000	421,700	458,900	510,300
	28	294,800	326,100	367,700	422,900	459,700	510,900
	29	295,200	326,800	368,400	424,100	460,100	511,400
	30	295,600	327,400	369,100	425,200	460,600	511,900
	31	295,900	328,000	369,700	426,200	461,200	512,500
	32	296,200	328,600	370,400	427,200	461,700	513,100
	33	296,500	329,200	371,100	427,700	462,200	513,400
	34	296,800	329,800	371,700	428,500	462,500	513,900
	35	297,100	330,200	372,400	429,400	462,900	514,400
	36	297,400	330,700	373,000	430,300	463,300	514,900
	37	297,700	331,200	373,700	431,100	463,600	515,400
	38	298,000	331,700	374,400	432,000	464,100	516,000
	39	298,300	332,200	375,000	432,800	464,700	516,300
	40	298,600	332,500	375,700	433,700	465,300	516,900
	41	298,900	332,800	376,400	434,500	465,900	517,400
	42	299,100	333,100	377,100	435,400	466,600	
	43	299,400	333,400	377,800	436,300	467,200	
	44	299,700	333,700	378,400	436,800	467,800	
	45	300,000	334,000	379,000	437,000	468,100	
	46	300,200	334,300	379,800	437,400	468,700	
	47	300,500	334,600	380,600	437,600	469,300	
	48	300,800	334,900	381,300	438,000	470,000	
	49	301,200	335,200	382,100	438,300	470,400	
	50	301,500	335,500	383,000	438,500	470,700	
	51	301,800	335,800	383,800	438,800	471,000	
	52	302,000	336,100	384,500	439,200	471,200	
	53	302,200	336,400	385,100	439,500	471,400	
	54	302,500	336,700	386,000	440,000	471,600	

	55	302,800	337,000	386,900	440,500	471,900	
	56	303,000	337,200	387,700	441,000	472,200	
	57	303,200	337,500	388,100	441,600	472,400	
	58	303,500	337,800	388,400	442,200	472,700	
	59	303,800	338,100	388,700	442,700	473,000	
	60	304,000	338,300	389,000	443,200	473,200	
	61	304,200	338,500	389,300	443,800	473,400	
	62	304,500	338,800	389,600	444,300		
	63	304,800	339,100	389,900	444,800		
	64	305,000	339,300	390,200	445,400		
	65	305,200	339,500	390,400	445,900		
	66	305,400	339,800	390,600	446,500		
	67	305,600	340,100	390,900	447,000		
	68	305,900	340,300	391,200	447,600		
	69	306,200	340,500	391,500	448,100		
	70			391,700	448,500		
	71			392,000	449,200		
	72			392,300	449,800		
	73			392,600	450,100		
	74			393,000	450,600		
	75			393,400	451,200		
	76			393,800	451,700		
	77			394,200	452,100		
	78			394,600	452,600		
	79			395,100	453,300		
	80			395,600	454,000		
	81			396,000	454,200		
	82			396,400			
	83			396,800			
	84			397,300			
	85			397,800			
	86			398,300			
	87			398,800			
	88			399,300			
	89			399,600			
	90			400,000			
	91			400,300			
	92			400,700			
	93			401,200			
	94			401,500			
	95			402,000			
	96			402,400			
	97			403,000			
短時間 勤務学 校職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 235,500	円 266,800	円 297,800	円 340,700	円 370,300	円 419,100

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 教育職給料表（第五条関係）

イ 教育職給料表（一）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,700	262,000	392,700	468,600
	2	217,100	263,400	394,200	470,500
	3	219,500	264,800	395,600	472,300
	4	221,800	266,300	397,000	474,100
	5	224,000	267,700	398,400	475,800
	6	226,300	268,900	399,900	477,500
	7	228,500	270,100	401,400	479,400
	8	230,800	271,300	402,800	481,200
	9	233,000	272,600	404,100	483,000
	10	235,200	273,700	405,500	484,600
	11	237,400	274,800	407,000	486,200
	12	239,600	276,000	408,500	487,700
	13	241,800	277,300	409,900	489,200
	14	244,000	279,000	411,400	490,500
	15	246,100	280,800	412,900	492,000
	16	248,200	282,500	414,400	493,300
	17	250,300	284,200	415,800	494,500
	18	252,100	286,200	417,500	495,100
	19	253,800	288,500	419,100	495,700
	20	255,600	290,700	420,600	496,400
	21	257,300	292,900	421,800	497,000
	22	258,600	295,100	423,200	
	23	259,900	297,300	424,600	
	24	261,100	299,400	426,000	
	25	262,300	301,500	427,600	
	26	263,500	303,400	429,000	
	27	264,700	305,300	430,300	
	28	265,900	307,100	431,700	
	29	267,000	308,900	433,200	
	30	268,100	310,800	434,500	
	31	269,200	312,700	436,000	
	32	270,200	314,400	437,500	
	33	271,300	316,100	439,100	
	34	272,400	317,900	440,500	
	35	273,600	319,600	442,100	
	36	274,900	321,200	443,600	
	37	276,100	322,900	445,300	
	38	277,200	324,600	446,800	
	39	278,400	326,400	448,400	
	40	279,600	328,100	450,000	
	41	280,900	329,400	451,500	
	42	281,900	331,300	453,100	
	43	282,900	333,100	454,300	
	44	283,800	334,800	455,500	
	45	284,400	336,500	456,700	
	46	285,200	338,400	458,000	
	47	286,000	340,100	459,200	
	48	286,800	341,800	460,400	

短時間勤務 学校職員 以外の 学校職員	49	287,500	343,500	461,500
	50	288,300	345,200	462,700
	51	289,000	347,000	463,900
	52	289,800	348,700	465,100
	53	290,600	350,400	466,300
	54	291,400	351,700	467,500
	55	292,200	353,000	468,700
	56	293,000	354,300	469,900
	57	293,700	355,800	471,000
	58	294,300	357,400	471,600
	59	295,100	358,900	472,100
	60	295,900	360,500	472,600
	61	296,600	362,000	473,200
	62	297,200	363,600	
	63	298,000	365,200	
	64	298,600	366,600	
	65	299,600	368,100	
	66	300,400	369,700	
	67	301,100	371,400	
	68	301,800	372,900	
	69	302,400	374,400	
	70	303,100	376,000	
	71	303,900	377,500	
	72	304,600	379,000	
	73	305,300	380,500	
	74	306,000	382,200	
	75	306,700	383,700	
	76	307,200	385,200	
	77	307,800	386,700	
	78	308,400	388,100	
	79	309,100	389,500	
	80	309,700	390,800	
	81	310,200	392,100	
	82	310,800	393,500	
	83	311,500	394,900	
	84	312,200	396,200	
	85	312,800	397,300	
	86	313,600	398,700	
	87	314,300	400,100	
	88	315,000	401,400	
	89	315,700	402,600	
	90	316,500	403,900	
	91	317,300	405,000	
	92	318,100	406,200	
	93	318,600	407,400	
	94	319,400	408,500	
	95	320,200	409,700	
	96	321,000	410,900	
	97	321,600	412,300	
	98	322,300	413,300	
	99	323,100	414,300	
	100	323,800	415,300	
	101	324,600	416,200	
	102	325,500	417,200	
	103	326,400	418,300	
	104	327,200	419,400	

	105	327,800	420,100		
	106	328,600	421,000		
	107	329,400	421,900		
	108	330,200	422,800		
	109	330,900	423,600		
	110	331,300	424,400		
	111	331,600	425,200		
	112	332,100	426,000		
	113	332,600	426,600		
	114	333,000	427,300		
	115	333,400	428,000		
	116	333,800	428,700		
	117	334,300	429,300		
	118	334,800	429,800		
	119	335,200	430,200		
	120	335,700	430,600		
	121	336,200	430,900		
	122	336,600	431,200		
	123	337,000	431,500		
	124	337,500	431,700		
	125	338,100	431,900		
	126	338,400	432,200		
	127	338,700	432,500		
	128	339,000	432,700		
	129	339,200	432,900		
	130	339,500	433,100		
	131	339,800	433,400		
	132	340,000	433,600		
	133	340,200	433,800		
	134	340,400	434,100		
	135	340,600	434,400		
	136	340,900	434,600		
	137	341,200	434,800		
	138	341,400	435,100		
	139	341,700	435,400		
	140	342,000	435,600		
	141	342,200	435,800		
	142	342,400	436,100		
	143	342,700	436,400		
	144	342,900	436,600		
	145	343,200	436,800		
	146	343,400			
	147	343,700			
	148	344,000			
	149	344,200			
	150	344,400			
	151	344,700			
	152	345,000			
	153	345,200			
短時間 勤務学 校職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 249,300	円 291,300	円 351,200	円 439,700

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

学校職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,700	236,000	365,000	451,800
	2	217,100	238,400	366,500	453,200
	3	219,500	240,800	368,000	454,400
	4	221,800	243,300	369,400	455,700
	5	224,000	245,800	370,800	456,800
	6	226,300	248,200	372,100	457,900
	7	228,500	250,600	373,500	459,100
	8	230,800	253,100	374,900	460,400
	9	233,000	255,600	376,300	461,700
	10	235,200	257,200	377,600	462,900
	11	237,400	258,800	378,900	464,100
	12	239,600	260,400	380,100	465,200
	13	241,800	262,000	381,300	466,400
	14	244,000	263,400	382,600	467,200
	15	246,100	264,800	383,800	468,000
	16	248,200	266,300	385,000	468,900
	17	250,300	267,700	386,100	469,800
	18	252,100	268,900	387,300	470,200
	19	253,800	270,100	388,500	470,700
	20	255,600	271,300	389,600	471,200
	21	257,300	272,600	390,600	471,700
	22	258,600	273,700	391,800	
	23	259,900	274,800	393,000	
	24	261,100	276,000	394,100	
	25	262,300	277,300	395,100	
	26	263,400	279,000	396,300	
	27	264,500	280,800	397,500	
	28	265,600	282,500	398,600	
	29	266,800	284,200	399,700	
	30	268,000	286,200	400,900	
	31	269,100	288,500	402,100	
	32	270,100	290,700	403,200	
	33	271,200	292,900	404,200	
	34	272,200	295,100	405,300	
	35	273,200	297,300	406,500	
	36	274,300	299,400	407,700	
	37	275,500	301,500	408,900	
	38	276,400	303,400	410,200	
	39	277,400	305,300	411,400	
	40	278,600	307,100	412,600	
	41	279,800	308,900	413,700	
	42	280,900	310,800	415,000	
	43	282,000	312,700	416,000	
	44	283,100	314,400	417,100	
	45	284,000	316,100	418,400	
	46	284,800	317,900	419,600	
	47	285,600	319,600	420,800	
	48	286,400	321,200	422,000	
	49	287,000	322,900	423,100	
	50	287,800	324,600	424,100	
	51	288,500	326,400	425,400	
	52	289,200	328,100	426,600	
	53	290,000	329,400	427,800	
	54	290,800	331,300	428,900	
	55	291,500	333,100	430,000	

	56	292,200	334,800	431,200	
	57	292,900	336,500	432,200	
	58	293,700	338,400	433,400	
	59	294,500	340,100	434,600	
	60	295,100	341,800	435,800	
	61	295,700	343,500	436,400	
	62	296,400	345,200	437,200	
	63	297,100	347,000	437,800	
	64	297,600	348,700	438,300	
	65	298,300	350,400	438,600	
	66	299,000	351,700	438,900	
	67	299,600	353,000	439,300	
	68	300,200	354,300	439,700	
	69	300,900	355,800	440,000	
	70	301,600	357,200	440,400	
	71	302,200	358,800	440,800	
	72	302,900	360,300	441,100	
短時間勤務学校職員以外の 学校職員	73	303,400	361,600	441,400	
	74	304,100	363,100	441,700	
	75	304,800	364,600	442,000	
	76	305,300	366,100	442,300	
	77	305,900	367,500	442,500	
	78	306,500	369,000	442,800	
	79	307,100	370,500	443,100	
	80	307,700	372,000	443,300	
	81	308,200	373,400	443,500	
	82	308,700	374,700		
	83	309,300	376,000		
	84	309,900	377,200		
	85	310,300	378,400		
	86	310,700	379,600		
	87	311,200	380,700		
	88	311,700	381,800		
	89	312,100	382,900		
	90	312,600	384,000		
	91	313,000	385,100		
	92	313,500	386,200		
	93	313,800	387,300		
	94	314,300	388,400		
	95	314,800	389,400		
	96	315,200	390,500		
	97	315,600	391,500		
	98	316,000	392,500		
	99	316,400	393,400		
	100	316,800	394,300		
	101	317,200	395,100		
	102	317,500	396,100		
	103	317,800	397,000		
	104	318,100	397,900		
	105	318,300	398,700		
	106	318,600	399,600		
	107	318,900	400,500		
	108	319,100	401,400		
	109	319,300	402,200		
	110	319,500	403,200		
	111	319,800	404,100		
	112	320,100	405,000		
	113	320,300	405,600		
	114	320,500	406,500		
	115	320,700	407,400		

	116	321,000	408,400		
	117	321,300	409,200		
	118	321,500	409,900		
	119	321,800	410,700		
	120	322,100	411,500		
	121	322,300	412,100		
	122	322,500	412,800		
	123	322,700	413,500		
	124	323,000	414,100		
	125	323,300	414,700		
	126		415,400		
	127		415,900		
	128		416,500		
	129		417,100		
	130		417,700		
	131		418,200		
	132		418,700		
	133		419,000		
	134		419,300		
	135		419,500		
	136		419,800		
	137		420,100		
	138		420,400		
	139		420,700		
	140		421,000		
	141		421,300		
	142		421,600		
	143		421,900		
	144		422,200		
	145		422,400		
	146		422,700		
	147		423,000		
	148		423,200		
	149		423,400		
	150		423,700		
	151		424,000		
	152		424,200		
	153		424,400		
	154		424,700		
	155		425,000		
	156		425,200		
	157		425,400		
短時間 勤務学 校職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 240,400	円 288,200	円 344,500	円 429,200

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の等級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 医療職給料表（第五条関係）

学校職員の 区分	職 務 の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	202,700	241,900	276,700	295,800	329,100
	2	204,800	243,200	277,500	296,600	330,500
	3	207,000	244,500	278,300	297,300	331,900
	4	209,100	245,800	279,100	298,000	333,300
	5	211,100	247,000	279,900	298,700	334,700
	6	213,100	248,100	280,700	299,400	336,300
	7	215,100	249,100	281,500	300,100	337,800
	8	216,900	250,000	282,200	300,800	339,300
	9	218,800	251,100	282,900	301,500	340,800
	10	220,700	252,200	283,700	302,300	342,400
	11	222,600	253,300	284,500	303,100	343,900
	12	224,700	254,500	285,300	303,800	345,400
	13	226,400	255,800	286,100	304,400	346,900
	14	228,400	257,000	286,900	305,500	348,500
	15	230,700	258,200	287,600	306,600	350,000
	16	232,800	259,300	288,400	307,800	351,500
	17	234,900	260,300	289,200	308,900	353,000
	18	236,000	261,300	290,000	310,100	354,600
	19	237,000	262,400	290,800	311,200	356,200
	20	238,100	263,500	291,600	312,400	357,700
	21	239,200	264,600	292,400	313,600	359,000
	22	240,000	265,500	293,300	314,800	360,500
	23	240,900	266,300	294,200	316,000	362,000
	24	241,700	267,100	294,900	317,200	363,500
	25	242,600	267,900	295,600	318,400	365,000
	26	243,500	268,700	296,500	319,600	366,500
	27	244,400	269,500	297,400	320,700	368,000
	28	245,300	270,300	298,100	321,900	369,400
	29	246,200	271,000	298,900	323,100	370,800
	30	247,000	271,800	299,900	324,300	372,400
	31	247,700	272,600	300,800	325,500	373,900
	32	248,500	273,300	301,800	326,700	375,400
	33	249,200	274,200	302,800	327,900	376,600
	34	249,800	275,000	303,900	329,000	377,700
	35	250,500	275,600	304,900	330,200	378,900
	36	251,200	276,400	305,900	331,400	380,000
	37	251,900	277,300	306,900	332,600	381,000
	38	252,500	278,100	307,900	333,800	381,800
	39	253,100	278,900	308,900	335,100	382,800
	40	253,700	279,700	309,900	336,300	383,900
	41	254,300	280,400	310,800	337,200	384,900

短時間勤務学校職員以外の 学校職員	42	254,900	281,200	312,000	338,400	385,900
	43	255,500	282,000	313,100	339,600	386,900
	44	256,000	282,700	314,200	340,800	387,800
	45	256,500	283,400	315,300	341,800	388,600
	46	257,100	284,200	316,400	342,800	389,400
	47	257,500	285,000	317,500	343,800	390,300
	48	257,900	285,700	318,500	344,700	391,100
	49	258,300	286,400	319,600	345,600	391,600
	50	258,800	287,100	320,600	346,500	392,400
	51	259,300	287,700	321,700	347,500	393,200
	52	259,800	288,400	322,800	348,400	394,000
	53	260,100	289,100	323,800	348,900	394,400
	54	260,400	289,700	324,800	349,800	395,100
	55	260,700	290,400	325,800	350,600	395,800
	56	261,000	291,100	326,800	351,500	396,400
	57	261,300	291,800	327,900	352,200	396,800
	58	261,600	292,500	328,800	352,500	397,300
	59	261,900	293,200	329,800	352,900	398,000
	60	262,200	293,800	330,700	353,500	398,600
	61	262,500	294,300	331,600	354,100	399,000
	62	262,900	294,900	332,300	354,800	399,500
	63	263,200	295,600	333,000	355,500	400,000
	64	263,500	296,200	333,600	356,100	400,500
	65	263,800	296,700	334,200	356,800	401,100
	66	264,100	297,300	334,900	357,300	401,600
	67	264,400	298,000	335,500	357,900	402,200
	68	264,700	298,600	336,100	358,500	402,800
	69	265,000	299,200	336,700	358,800	403,300
	70	265,300	299,800	336,900	359,300	403,800
	71	265,600	300,400	337,400	359,700	404,200
	72	265,800	301,000	337,900	360,200	404,600
	73	266,000	301,600	338,500	360,700	404,900
	74	266,300	302,100	339,000	361,200	405,400
	75	266,600	302,500	339,500	361,700	405,800
	76	266,800	302,900	339,900	362,100	406,200
	77	267,000	303,200	340,500	362,400	406,600
	78	267,300	303,500	341,000	362,700	
	79	267,600	303,800	341,400	362,900	
	80	267,800	304,100	341,900	363,200	
	81	268,000	304,400	342,400	363,700	
	82	268,300	304,600	342,700	364,000	
	83	268,600	304,900	342,900	364,300	
	84	268,800	305,200	343,200	364,600	
	85	269,000	305,400	343,600	365,000	
	86		305,600	344,000	365,300	
	87		305,800	344,300	365,700	

	88		306,000	344,600	366,000	
	89		306,400	344,900	366,400	
	90		306,600	345,100	366,700	
	91		306,800	345,500	366,900	
	92		307,000	345,800	367,200	
	93		307,400	346,000	367,500	
	94		307,600	346,300	367,900	
	95		307,800	346,600	368,300	
	96		308,100	346,800	368,700	
	97		308,400	347,000	369,200	
	98		308,600	347,300	369,600	
	99		308,800	347,600	370,000	
	100		309,100	347,800	370,400	
	101		309,400	348,000	370,900	
	102		309,600	348,200		
	103		309,800	348,600		
	104		310,100	348,800		
	105		310,400	349,000		
	106			349,300		
	107			349,700		
	108			350,000		
	109			350,200		
短時間 勤務学 校職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 203,000	円 229,800	円 259,600	円 273,600	円 300,300

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条の五第二項中「応じて」の下に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第三のイの表の備考〔中「は、」を「にあつては」に、「7,700 円」を「11,500 円を、その職務の等級が4級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額にあつてはこの表の額に3,800 円」に改め、別表第三のロの表の備考〔中「は、」を「にあつては」に、「7,500 円」を「11,500 円を、その職務の等級が4級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額にあつてはこの表の額に4,000 円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和八年一月一日

三 第一条中第十三条の改正規定（同条第二項第二号イの改正規定を除く。） 令和八年四月一日

2 第一条の規定（前項第三号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 学校職員が、第一条の規定による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他の経過措置の人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

議案第 4 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財政第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

議案第 4 号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

令和 7 年 1 0 月 1 7 日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨等に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年山口県条例第 2 0 号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3 1 年山口県条例第 4 1 号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

期末手当について、各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支 給 期	現行の支給割合	令 和 7 年 度 の 支 給 割 合	令和 8 年度以降 の 支 給 割 合
6 月期	1 . 7 2 5 月分	1 . 7 2 5 月分	1 . 7 5 月分
1 2 月期	1 . 7 2 5	1 . 7 7 5	1 . 7 5
合 計	3 . 4 5	3 . 5 0	3 . 5 0

3 施行期日

規則で定める日から施行し、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。ただし、期末手当の令和 8 年度以降の支給割合については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「千分の千七百二十五」を「千分の千七百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「千分の千七百七十五」を「百分の百七十五」に改める。
(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条

例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百二十五」を「一万分の一万二千六百二十五」に、「千分の千七百二十五」を「千分の千七百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千七百七十五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正

前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和七年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 5 号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財政第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

令和7年10月17日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第11号）及び会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第12号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

報酬等の上限額の引上げ改定

○パートタイム会計年度任用職員及び会計年度任用学校職員

職員の区分	報酬の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	196,200円	208,500円
	日 額	9,340円	9,930円
	時 間 額	1,210円	1,280円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	311,100円	319,400円
	日 額	14,810円	15,210円
	時 間 額	1,910円	1,960円
専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員（※会計年度任用学校職員のみ該当）	日 額	41,430円	42,860円
	時 間 額	5,350円	5,530円

○フルタイム会計年度任用職員及び会計年度任用学校職員の給料

職員の区分	給料の額	(現 行)	(改正後)
定型的な業務に従事する職員	月 額	196,200円	208,500円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員	月 額	311,100円	319,400円

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（その任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間数が15時間30分未満であるものを除く。）については、令和7年4月1日から適用する。

パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（いずれもその任期が3箇月未満であるもの及び1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるものに限る。）に対する改正後の条例の規定の適用については、令和7年12月31日までの間、なお従前の例による。

議案第 号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一九六、二〇〇円」を「二〇八、五〇〇円」に、「九、三四〇円」を「九、九三〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三二一、一〇〇円」を「三一九、四〇〇円」に、「一四、八一〇円」を「一五、二二〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九六〇円」に改める。

第四条第一項第一号中「第十条の二第二項前段」を「第十条の二第二項」に改め、「又は同項後段に規定する公署（以下この号において「地域等」という。）」を削り、「地域等に」を「当該地域に」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「一九六、二〇〇円」を「二〇八、五〇〇

円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三二一、一〇〇円」を「三一九、四〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。）については、改正後の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三條第一項及び第十條第一項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員が、改正前の会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 パートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限り。）に対する改正後の条例第三条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、令和七年十二月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

議案第 6 号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

議案第 号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二九六、二〇〇円」を「二〇八、五〇〇円」に、「九、三四〇円」を「九、九三〇円」に、「二、一二〇円」を「二、二八〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三二一、一〇〇円」を「三二九、四〇〇円」に、「二四、八一〇円」を「二五、二二〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九六〇円」に改め、同表専門的な知識又は経験を必要とする教育に関する業務に従事する職員の項中「四一、四三〇円」を「四二、八六〇円」に、「五、三五〇円」を「五、五三〇円」に改める。

第四条第二項第一号中「第十二条の二第一項前段」を「第十二条の二第二項」に改め、「又は同項後段に規定する公署（以下この号において

「地域等」という。」を削り、「地域等に」を「当該地域に」に改める。

第十条第一項の表定型的な業務に従事する職員の項中「二九六、二〇〇円」を「二〇八、五〇〇円」に改め、同表相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する職員の項中「三二一、一〇〇円」を「三一九、四〇〇円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

2 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例第二条に規定するパートタイム会計年度任用学校職員（以下「パートタイム会計年度任用学校職員」という。）及び同条例第九条に規定するフルタイム会計年度任用学校職員（以下「フルタイム会計年度任用学校職員」という。）（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものを除く。次項において同じ。）については、改正後の会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第二項及び第十条第一項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の規定に基づいて令和七年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 パートタイム会計年度任用学校職員及びフルタイム会計年度任用学校職員（いずれもその任期が三箇月未満であるもの及び一週間当たりの勤務時間が十五時間三十分未満であるものに限る。）に対する改正後の条例第二条第一項及び第十条第二項の規定の適用については、令和七年十二月三十一日までの間、なお従前の例による。

(人事委員会への委任)

- 5 前二項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

議案第 7 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に
ついての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号

令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正等に伴い、教員の処遇改善に係る所要の改正を行う。

2 改正の概要

（１）教員特殊業務手当額の引上げ

学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で次に掲げるものについては、支給日額の最高限度額を 7,500 円から 8,000 円に引き上げる。

○児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

○児童又は生徒に対する緊急の補導業務

（２）多学年学級担当手当の廃止

複式学級の学級担任には義務教育等教員特別手当を加算することから、支給しない。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第三十五条第二項第二号中「七千五百円」を「八千円」に改める。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

議案第 8 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する
条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、教員の処遇改善に係る所要の改正を行う。

2 改正の概要

（１）教職調整額の段階的な引上げ

教育職員の給料月額の 100 分の 4 に相当する額から、100 分の 10 に相当する額に引き上げる。

令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 12 月 31 日	5 / 100
令和 9 年 1 月 1 日 ～ 令和 9 年 12 月 31 日	6 / 100
令和 10 年 1 月 1 日 ～ 令和 10 年 12 月 31 日	7 / 100
令和 11 年 1 月 1 日 ～ 令和 11 年 12 月 31 日	8 / 100
令和 12 年 1 月 1 日 ～ 令和 12 年 12 月 31 日	9 / 100
令和 13 年 1 月 1 日 ～	10 / 100

（２）指導改善研修被認定者の取扱い

指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第 25 条第 1 項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第 4 項の認定の日までの間にあるものをいう。）について、教職調整額を支給しないこととする。 ※経過措置あり

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 号

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例

令和七年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ある者」の下に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第三項において同じ。）を除く。）を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の表の上欄に掲げる期間における改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例

（以下「改正後の条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一

号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する改正後の条例の規定による教職調整額並びに一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）

の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、改正後の条例第三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議 案 第 9 号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、令和7年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

令和7年(2025年)11月19日

山口県教育委員会

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所 属 名	職 名	氏 名	勤 務 年 数	備 考
山口市立大内南小学校	教諭	みやがわ 宮川 ゆうこ ゆう子	33年	令和7年11月6日 退職

議案第 10 号

公の施設に係る指定管理者の指定（油谷青少年自然の家）の意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025 年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財政第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

議案第 10 号～ 12 号 参考資料

公の施設に係る指定管理者の指定について(一覧表)

議案番号		議案１０号	議案１１号	議案１２号
１ 指定管理者に 管理を行わせる 施設		油谷青少年自然の家	十種ヶ峰青少年自然 の家	由宇青少年自然の家
２ 指定管理者		株式会社 F E E L	公益財団法人山口県ひとづくり財団	
３ 指定の期間		R8. 4. 1～R13. 3. 31		
４ 指定管理者に 行わせる業務		(1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。 (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。 (3) 施設の使用の許可をすること。 (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。 (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。		
５ 候補者 決定の 経緯	応募者数	１団体	非公募	１団体
	公募・非公募	公募		公募
	選定方法	選定委員会による審査		

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県油谷青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 下関市貴船町 2 丁目 1 4 番 2 8 号

(指定管理者名) 株式会社 F E E L

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 10 月 14 日までの間、応募を受け付けたところ、1 団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会 (委員長 鷹岡 亮 / 山口大学教授) による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、株式会社 F E E L を候補者に選定した。

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県油谷青少年自然の家
- 2 指定管理者 下関市貴船町2丁目14番28号
株式会社F E E L
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第 1 1 号

公の施設に係る指定管理者の指定（十種ヶ峰青少年自然の家）の意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県十種ヶ峰青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島 1 0 6 2 番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 単独指定とした理由

十種ヶ峰青少年自然の家を拠点とした長期自然体験活動をはじめ森のチャレンジコースを活用した A F P Y などの専門的なプログラムを安全かつ適切に提供していく上で、専門性の高い人材である「指導職員」及び「安全管理者」を備えた組織体制を確保できる団体は公益財団法人山口県ひとづくり財団において他にないことから、単独指定とした。

(2) 審査

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会（委員長 鷹岡 亮／山口大学教授）により事業計画書の内容やヒアリングを基に審査した結果、公益財団法人山口県ひとづくり財団は、指定管理者として適格であると判断した。

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県十種ヶ峰青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第 12 号

公の施設に係る指定管理者の指定（由宇青少年自然の家）の意見の
申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和 7 年（2025年） 1 1 月 1 9 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 7 教 政 5 7 1 号
令和 7 年(2025年) 1 1 月 1 4 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山 口 県 教 育 委 員 会

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

令和 7 年 1 1 月 1 1 日付け令 7 財第 1 1 4 号で意見を求められた下記の議案については、
異存ありません。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について (油谷青少年自然の家)
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について (十種ヶ峰青少年自然の家)
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について (由宇青少年自然の家)

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和 7 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和 7 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 6 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 7 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 8 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部を改正する条例
- 9 公の施設に係る指定管理者の指定について（油谷青少年自然の家）
- 10 公の施設に係る指定管理者の指定について（十種ヶ峰青少年自然の家）
- 11 公の施設に係る指定管理者の指定について（由宇青少年自然の家）

公の施設に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

山口県由宇青少年自然の家

2 指定管理者

(所在地) 山口市秋穂二島 1062 番地

(指定管理者名) 公益財団法人山口県ひとづくり財団

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 指定管理者に行わせる業務

- (1) 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて、健全な青少年を育成するために必要な業務に関すること。
- (2) 施設の使用日又は使用時間を変更すること。
- (3) 施設の使用の許可をすること。
- (4) 施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
- (5) 施設及び設備の維持管理に関すること。

5 指定管理者選定の経緯

(1) 公募

令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 10 月 14 日までの間、応募を受け付けたところ、1 団体から応募があった。

(2) 選定

外部有識者等で構成する山口県青少年教育施設指定管理者選定委員会（委員長 鷹岡 亮／山口大学教授）による審査の結果を踏まえ、県教育委員会は、公益財団法人山口県ひとづくり財団を候補者に選定した。

議案第 号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年 月 日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県由宇青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

令和 8 年度(令和 7 年度実施)山口県立学校職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の選考結果について

教職員課

1 概 要

実習助手については、志願者 28 人のうち、23 人が受験し、選考の結果、12 人を採用候補者名簿の登載予定者としました。

寄宿舍指導員については、志願者 7 人のうち、7 人が受験し、2 人を登載予定者としました。

倍率は、実習助手が 1.9 倍、寄宿舍指導員が 3.5 倍となりました。

職種、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載予定者数、倍率等は、次のとおりです。

職種及び選考区分、志願区分別の受験状況及び採用候補者名簿登載予定者数等

職種	選考区分	志願区分		志願者数	受験者数 A	登載予 定者数 B	倍 率 A／B
実習助手	一般選考	普通教科		4 (8)	3 (7)	1 (1)	3. 0 (7. 0)
		工業	機械系	1 0 (5)	8 (4)	4 (2)	2. 0 (2. 0)
			電気系	2 (3)	2 (3)	2 (1)	1. 0 (3. 0)
			土木建築系	2 (2)	2 (0)	1 (0)	2. 0 (－)
			化学工業系	5 (－)	4 (－)	2 (－)	2. 0 (－)
		水産	航海系	1 (－)	1 (－)	1 (－)	1. 0 (－)
			食品・栽培系	3 (－)	3 (－)	1 (－)	3. 0 (－)
	障害者を対象 とした選考	一般選考の志願区分 と同じ		1 (1)	0 (1)	0 (0)	0. 0 (1. 0)
	合 計			2 8 (1 9)	2 3 (1 5)	1 2 (4)	1. 9 (3. 8)
寄宿舍 指導員				7 (5)	7 (5)	2 (1)	3. 5 (5. 0)

() 内の数字は、昨年度のもの。

2 その他

教員採用予定者と同様、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を、12月26日（金）に実施します。

令和8 年度（令和7 年度実施）山口県立学校職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職 種	選考区分	志 願 区 分		採用 見込者数	職 務 の 概 要
実 習 助 手	一 般 選 考	普通教科		1 人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工 業	機 械 系	2 人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電 気 系	2 人程度	
			土 木 建 築 系	1 人程度	
			化 学 工 業 系	1 人程度	
		水 産	航 海 系	1 人程度	水産の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
	食 品 ・ 栽 培 系		1 人程度		
	障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ		1 人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ
寄 宿 舎 指 導 員				1 人程度	特別支援学校の寄宿舎における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り）

2 受験資格

昭和41年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者
実習助手（工業・水産）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

令和7年8月4日（月）から9月5日（金）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期 日 令和7年10月5日（日）
- (2) 場 所 Y M f g 維新セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舍指導員
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（工業・水産）
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日 時 令和7年11月7日（金）午前9時
- (2) 内 容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 方 法 山口県教育委員会の教職員課のウェブページ

山口県立豊浦総合支援学校移転について

児童生徒数の増加による教室不足や校地の狭隘化、施設の老朽化等に対応するため、旧響高等学校跡地で進めてきた県立豊浦総合支援学校の移転整備工事が完了したことから、このたび移転式を挙行了した。

移転・改築した学校は、バリアフリー設備や、児童生徒をリアルタイムで見守る遠隔カメラ・モニターなど安心・安全な設備に加え、光や音、感触など感覚に働きかけることで安心感やリラックスが得られる教材が設置された「スヌーズレンルーム」や、仮想空間を活用した体験的な学びができる「VRルーム」など、DXによる個別最適な学習環境を兼ね備えた総合支援学校として移転が完了した。

式典当日は、多数の来賓御臨席のもと、下関市立夢が丘中学校吹奏楽部による国歌・校歌の演奏も行われ、素晴らしい移転式となった。

式典終了後、来賓対象の校舎内見学や地域住民を対象にした地域公開も行われた。

- 1 日 時 令和7年10月27日（月） 10：30～11：50
- 2 場 所 県立豊浦総合支援学校体育館（下関市豊浦町小串新宮15）
※ 旧響高等学校跡地
- 3 日 程 10：30～11：00 移転式（体育館）
11：10～11：50 校舎内見学 ※ 午後：地域公開
- 4 次 第 (1) 開式のことば
(2) 国歌斉唱
(3) 県教委式辞（教育長）
(4) 校長挨拶
(5) 来賓祝辞（県議会議長、下関市長）並びに来賓紹介
(6) 児童生徒代表挨拶（豊浦総合支援学校児童生徒会長）
(7) 校歌斉唱
(8) 閉式のことば
- 5 出席者 児童生徒・教職員・保護者（約180名）、来賓（18名）
下関市立夢が丘中学校吹奏楽部生徒・教員（22名）



小・中学部棟



管理棟・高等部棟

県立豊浦総合支援学校移転式及び校舎内見学の様子



広い体育館で行われた移転式



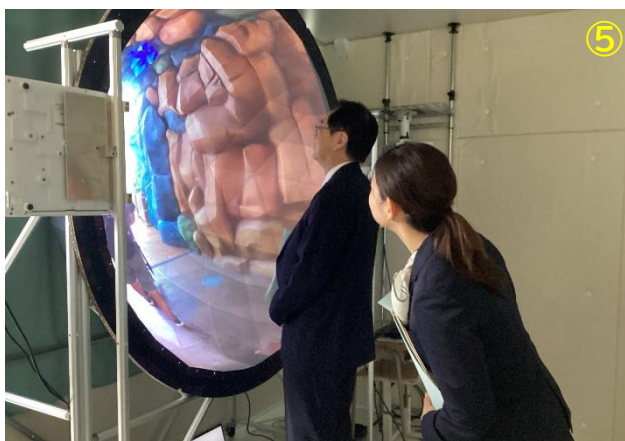
夢が丘中学校による国歌・校歌の演奏



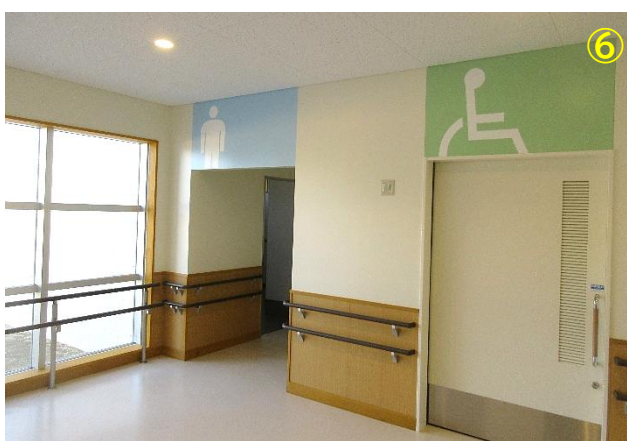
感覚に働きかける教材を設置したスヌーズレンルーム



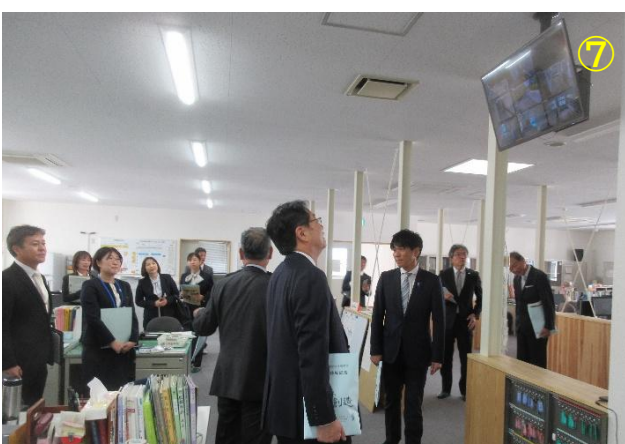
VRルームの壁面を利用した立体的映像



深い“没入感”が味わえる半球ドーム映像



バリアフリー設備による安心・安全な環境



20 か所に設置された遠隔カメラの映像を、職員室にしながらリアルタイムで確認できる見守り設備



令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

国公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

3 山口県における生徒指導上の諸課題の現状（国公立計）

	山 口 県		全 国	
暴力行為の 発生件数 (小・中・高・中等)	1,281件 (+371)	1,000人当たり 9.9件 (+2.9)	128,859件 (+19,872)	1,000人当たり 10.4件 (+1.7)
いじめの 認知件数 (小・中・高・中等・特)	4,174件 (-73)	1,000人当たり 31.7件 (-0.3)	769,022件 (+36,454)	1,000人当たり 61.3件 (+3.4)
不登校 児童生徒数 (小・中・高・中等)	小学校 1,412人 (+128)	1,000人当たり 23.4人 (+2.7)	137,704人 (+7,334)	1,000人当たり 23.0人 (+1.6)
	中・中等前期課程 2,161人 (-125)	1,000人当たり 65.3人 (-2.7)	216,266人 (+154)	1,000人当たり 67.9人 (+0.8)
	高・中等後期課程 458人 (+71)	1,000人当たり 15.5人 (+2.5)	67,782人 (-988)	1,000人当たり 23.3人 (-0.2)
高等学校の 中途退学者数 (高・中等後期課程)	479人 (+68)	中途退学率 1.3% (+0.1)	44,571人 (-1,667)	中途退学率 1.4% (-0.1)

※（ ）内は前年度との比較 白抜きは全国数値を上回った数値

- 暴力行為の発生件数（小・中・高・中等の計）は増加したものの、1,000人当たりの発生件数は全国と比較して低い。
- いじめの認知件数（小・中・高・中等・特の計）は減少し、1,000人当たりの認知件数は全国と比較して低い。
- 不登校児童生徒数（小・中・高・中等の計）は増加したものの、中学校の不登校生徒数は減少した。
- 高等学校の中途退学者数は増加したものの、中途退学率は全国と比較して低い。

山口県調査学校数

- <国 立 学 校 数> 小学校2校、中学校2校、特別支援学校1校
- <公立学校数(厳密)> 小学校270校、中学校141校（中等教育学校前期課程1校を含む）
高等学校56校（中等教育学校後期課程1校を含む）、特別支援学校13校
- <私 立 学 校 数> 中学校8校、高等学校22校

令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

(1) 暴力行為（国公私立小・中・高等学校及び中等教育学校）

⇒ 資料 1

区 分	令和6年度		
		発生件数（件）	1,000人当たりの発生件数（件）
小	山口県	742 (+222)	12.3 (+3.9)
	全国	82,997 (+12,988)	13.8 (+2.3)
中	山口県	493 (+149)	14.9 (+4.7)
	全国	40,039 (+6,422)	12.6 (+2.2)
高	山口県	46 (±0)	1.3 (±0)
	全国	5,823 (+462)	1.8 (+0.1)
計	山口県	1,281 (+371)	9.9 (+2.9)
	全国	128,859 (+19,872)	10.4 (+1.7)

※ （ ）内は前年度との比較

○ 全国の状況

- 暴力行為の発生件数は、128,859件（小学校82,997件、中学校40,039件、高等学校5,823件）であり、前年度より19,872件増加し、過去最多となった。
- 形態別では、「生徒間暴力」が95,074件（小学校62,591件、中学校28,623件、高等学校3,860件）で最も多く、「器物損壊」17,171件、「対教師暴力」15,148件、「対人暴力」1,466件と続く。

○ 本県の状況

- 暴力行為の発生件数は、1,281件（小学校742件、中学校493件、高等学校46件）であり、前年度より371件増加し、過去最多となった。1,000人当たりの発生件数は9.9件であり、全国数値（10.4件）を下回っている。
- 形態別では、「生徒間暴力」が909件（小学校496件、中学校388件、高等学校25件）で最も多く、「対教師暴力」226件、「器物損壊」132件、「対人暴力」14件と続く。

(2) いじめ

⇒ 資料2

① 本県の国公立小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校の状況

区 分	令和6年度		
		認知件数（件）	1,000人当たりの認知件数（件）
小	山口県	2,886 (-186)	47.9 (-1.7)
	全国	610,612 (+21,682)	101.9 (+5.4)
中	山口県	1,108 (+117)	33.5 (+4.0)
	全国	135,865 (+13,162)	42.6 (+4.5)
高	山口県	154 (-2)	5.3 (+0.1)
	全国	18,891 (+1,280)	5.9 (+0.4)
特	山口県	26 (-2)	18.4 (+3.6)
	全国	3,654 (+330)	23.8 (+1.5)
計	山口県	4,174 (-73)	31.7 (-0.3)
	全国	769,022 (+36,454)	61.3 (+3.4)

※ （ ）内は前年度との比較

○ 全国の状況

- いじめの認知件数は、769,022件（小学校610,612件、中学校135,865件、高等学校18,891件、特別支援学校3,654件）であり、前年度より36,454件増加し、過去最多となった。
- いじめの態様について、全国的に「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次に小・中・特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、高等学校では「仲間はずれ、集団による無視をされる」が続いている。

○ 本県の状況

- いじめの認知件数は、4,174件（小学校2,886件、中学校1,108件、高等学校154件、特別支援学校26件）であり、前年度より73件減少した。1,000人当たりの認知件数は31.7件であり、全国数値（61.3件）を下回っている。

② 本県のいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の状況

区 分	令和6年度	
	重大事態の発生件数（件）	1,000人当たりの発生件数（件）
山口県	11 (-11)	0.08 (-0.09)
全国	1,405 (+99)	0.11 (+0.01)

※ （ ）内は前年度との比較

※ 令和2年度調査から県別を公表

○ 全国の状況

- いじめの重大事態の発生件数は1,405件であり、前年度より99件増加した。

○ 本県の状況

- いじめの重大事態の発生件数は11件であり、前年度より11件減少した。1,000人当たりの発生件数は0.08件であり、全国数値（0.11件）を下回っている。

(3) 不登校

⇒ 資料3

① 本県の国公立小・中学校及び中等教育学校前期課程の状況

区 分	令和6年度		
	不登校 児童生徒数（人）	1,000人当たりの 不登校児童生徒数（人）	
小	山口県	1,412 (+128)	23.4 (+2.7)
	全国	137,704 (+7,334)	23.0 (+1.6)
中	山口県	2,161 (-125)	65.3 (-2.7)
	全国	216,266 (+154)	67.9 (+0.8)
計	山口県	3,573 (+3)	38.3 (+0.9)
	全国	353,970 (+7,488)	38.6 (+1.4)

※ （ ）内は前年度との比較

② 本県の国公立小・中学校及び中等教育学校前期課程の不登校児童生徒数の欠席日数ごとの内訳

区 分		令和6年度			
		30日以上 49日以下	50日以上 89日以下	90日以上	うち、出席日数0日
小	山口県	464 (+66)	378 (+19)	570 (+43)	37 (-3)
	全国	40,556 (+1,916)	36,411 (+2,292)	60,737 (+3,126)	3,570 (+219)
中	山口県	411 (+3)	444 (-40)	1,306 (-88)	96 (+2)
	全国	40,275 (+1,489)	44,770 (+225)	131,221 (-1,560)	7,286 (-94)
計	山口県	875 (+69)	822 (-21)	1,876 (-45)	133 (-1)
	全国	80,831 (+3,405)	81,181 (+2,517)	191,958 (+1,566)	10,856 (+125)

※ （ ）内は前年度との比較

※ 令和5年度調査から不登校日数の30日以上49日以下、50日以上89日以下の内訳を公表

○ 全国状況

- ・ 年30日以上欠席した不登校児童生徒数は353,970人であり、前年度より7,488人増加し、過去最多となった。
- ・ 校種別では、小学校137,704人で前年度より7,334人増加、中学校216,266人で、154人増加した。
- ・ 小学校の不登校児童について把握した事実としては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安・抑うつ等の相談があった」、「親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった」、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」の順で多かった。
- ・ 中学校の不登校生徒について把握した事実としては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、続いて「不安・抑うつ等の相談があった」、「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」の順で多かった。

○ 本県の状況

- ・ 不登校児童生徒数は3,573人であり、前年度より3人増加し、過去最多となった。1,000人当たりの不登校児童生徒は38.3人であり、全国数値（38.6人）を下回っている。
- ・ 校種別では、小学校1,412人で前年度より128人増加、中学校2,161人で125人減少した。1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校は23.4人で全国数値（23.0人）を上回り、中学校は65.3人で全国数値（67.9人）を下回っている。

③ 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

区 分		令和6年度	
		不登校生徒数（人）	1,000人当たりの不登校生徒数（人）
高	山口県	458 (+ 71)	15.5 (+2.5)
	全国	67,782 (-988)	23.3 (-0.2)

※ （ ）内は前年度との比較

④ 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の不登校生徒数の欠席日数ごとの内訳

区 分		令和6年度			
		30日以上 49日以下	50日以上 89日以下	90日以上	うち、出席日数0日
高	山口県	268 (+47)	121 (+24)	69 (±0)	2 (±0)
	全国	39,395 (+35)	18,299 (-307)	10,088 (-716)	466 (-92)

※ （ ）内は前年度との比較

※ 令和5年度調査から不登校日数の30日以上49日以下、50日以上89日以下の内訳を公表

○ 全国状況

- ・ 年30日以上欠席した不登校生徒数は67,782人であり、前年度より988人減少した。
- ・ 不登校生徒について把握した事実としては、高等学校においては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、続いて「生活リズムの不調に関する相談があった」、「不安・抑うつ等の相談があった」、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」の順で多かった。

○ 本県の状況

- ・ 不登校生徒数は458人であり、前年度より71人増加し、過去最多となった。1,000人当たりの不登校生徒数は15.5人であり、全国数値（23.3人）を下回っている。

(4) 中途退学（高等学校及び中等教育学校後期課程）

⇒ 資料 4

区 分		令和 6 年度	
		中途退学者数（%）	中途退学率（%）
高	山口県	479 (+68)	1.3 (+0.1)
	全国	44,571 (-1,667)	1.4 (-0.1)

※（ ）内は前年度との比較

○ 全国の状況

- ・ 中途退学者数は44,571人であり、前年度より1,667人減少した。
- ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が41.5%で最も多く、次に「学校生活・学業不適応」が35.0%となっている。

○ 本県の状況

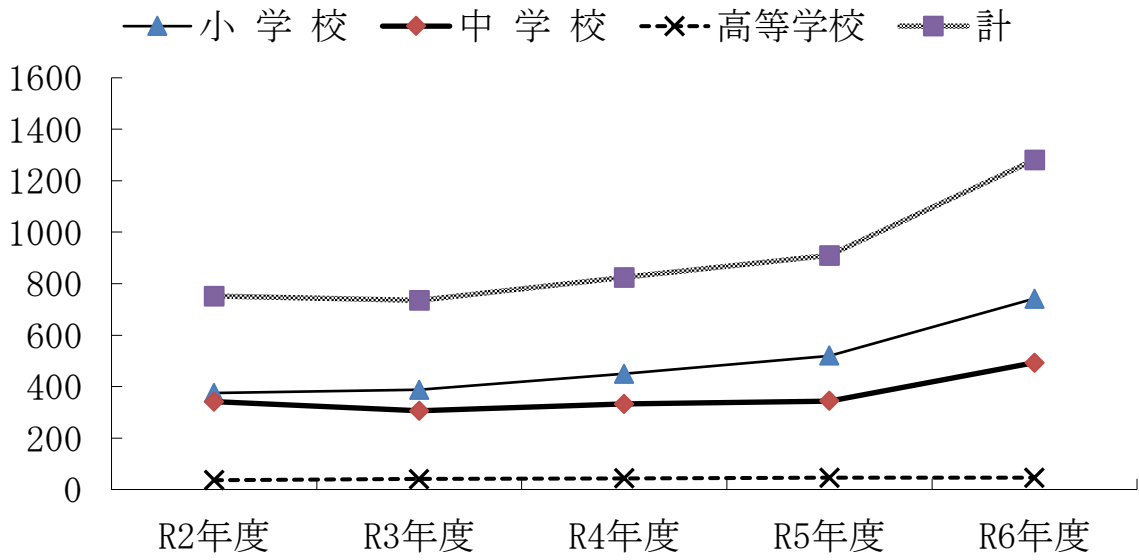
- ・ 高等学校及び中等教育学校後期課程の中途退学者数は479人であり、前年度より68人増加した。中途退学率は1.3%であり、全国数値（1.4%）を下回っている。
- ・ 中途退学の理由は、「進路変更」が41.3%で最も多く、次に「学校生活・学業不適応」が23.6%となっている。

資料 1 暴力行為の状況（R6 山口県：国公立）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

＜発生件数の推移＞



区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小 学 校	375	388	449	520	742
中 学 校	341	306	333	344	493
高等学校	36	41	43	46	46
計	752	735	825	910	1,281

＜暴力行為の内訳（件数）＞ ※（ ）内は前年度との比較

	対教師	生徒間	対人	器物	計	1,000人当たりの発生件数（件）
小	169(-12)	496(+206)	3 (+2)	74(+26)	742(+222)	12.3 (+3.9)
中	53(+23)	388(+134)	5 (-5)	47 (-3)	493(+149)	14.9 (+4.7)
高	4 (+4)	25 (-10)	6 (+3)	11 (+3)	46 (±0)	1.3 (±0)
計	226(+15)	909(+330)	14 (±0)	132(+26)	1,281(+371)	9.9 (+2.9)

＜全国との比較＞（ ）内は前年度との比較

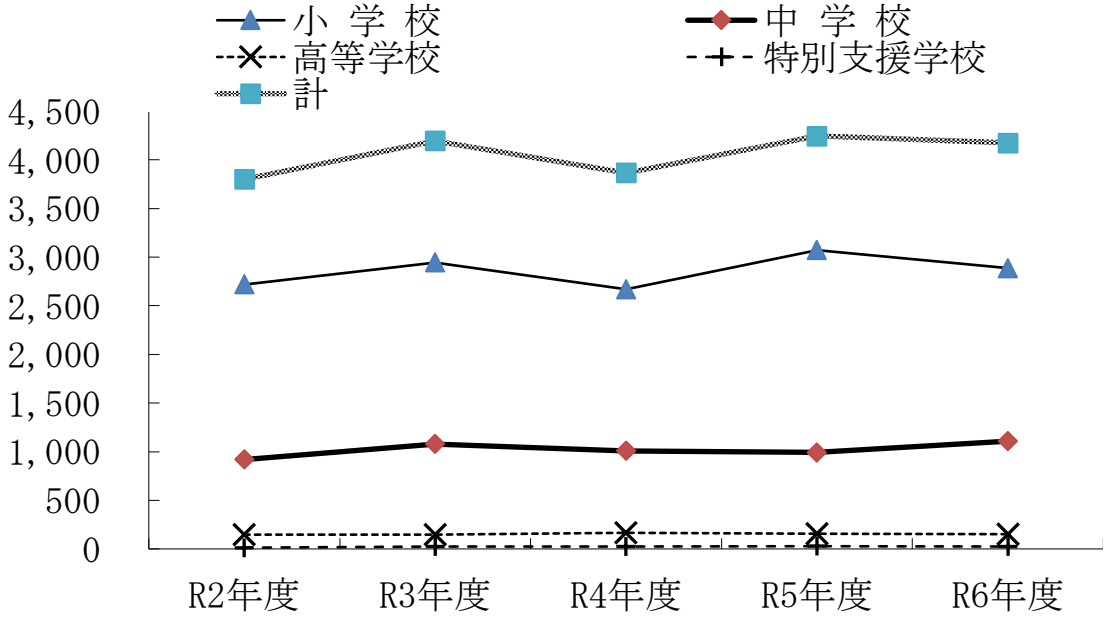
区 分	山 口 県		全 国	
	発生件数	1,000人当たりの発生件数（件）	発生件数	1,000人当たりの発生件数（件）
国公立	1,281(+371)	9.9(+2.9)	128,859(+19,872)	10.4(+1.7)

資料 2 いじめの状況（R6 山口県：国公立）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

いじめの定義「児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

＜認知件数＞



区 分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小 学 校	2,720	2,945	2,670	3,072	2,886
中 学 校	919	1,079	1,008	991	1,108
高等学校	149	147	166	156	154
特別支援学校	13	26	23	28	26
計	3,801	4,197	3,867	4,247	4,174

＜全国との比較＞（ ）内は前年度との比較

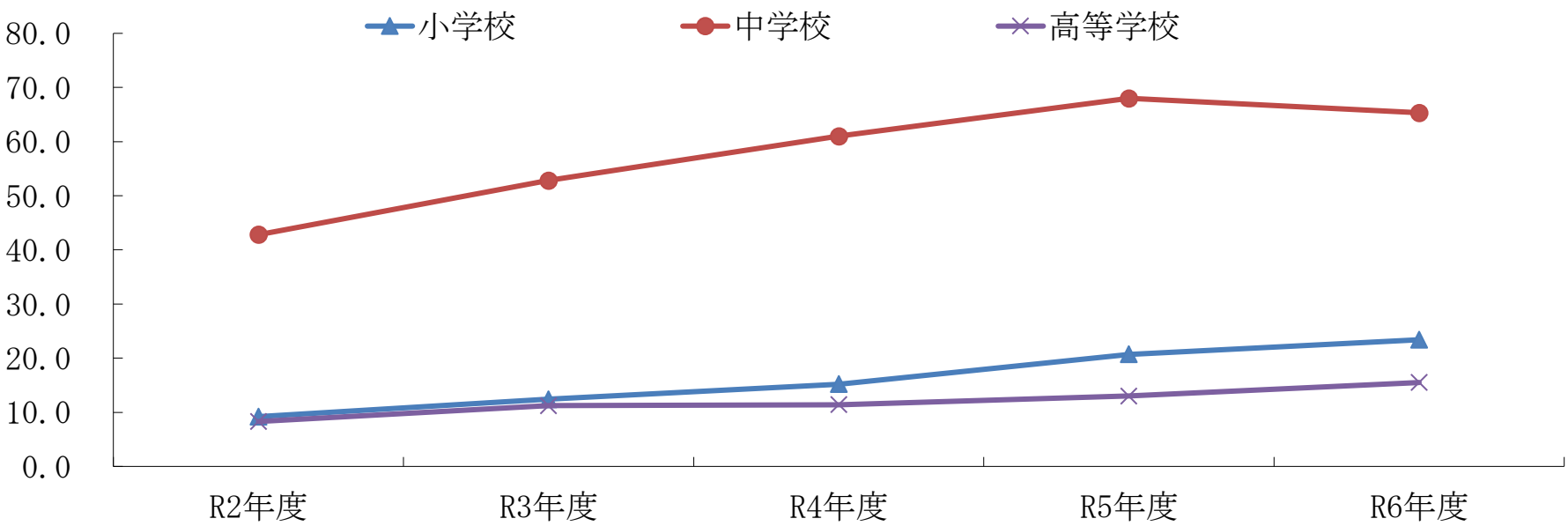
区 分	山 口 県		全 国	
	認知件数	1,000人当たりの認知件数（件）	認知件数	1,000人当たりの認知件数（件）
国公立	4,174(-73)	31.7(-0.3)	769,022(+36,454)	61.3(+3.4)

資料3 不登校の状況（R6 山口県：国公立）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」

＜不登校児童生徒数の推移（1，000人当たりの不登校児童生徒数）＞



不登校児童生徒数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	611	807	973	1,284	1,412
中学校	1,455	1,796	2,060	2,286	2,161
高等学校	267	348	345	387	458

1,000人当たりの不登校児童生徒数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	9.2	12.4	15.2	20.7	23.4
中学校	42.8	52.8	61.0	68.0	65.3
高等学校	8.3	11.2	11.4	13.0	15.5

＜全国との比較＞

（ ）内は前年度との比較

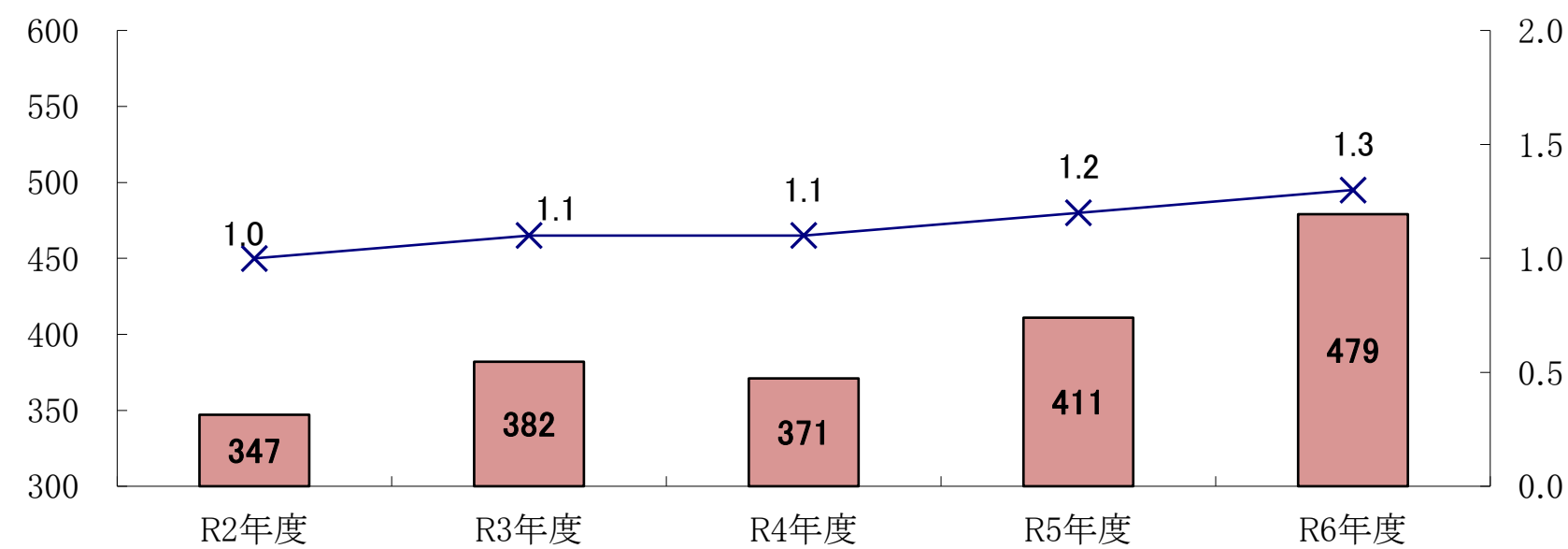
区 分	山 口 県		全 国	
	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数（人）	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数（人）
小学校	1,412(+128)	23.4(+2.7)	137,704(+7,334)	23.0(+1.6)
中学校	2,161(-125)	65.3(-2.7)	216,266 (+154)	67.9(+0.8)
高等学校	458 (+71)	15.5(+2.5)	67,782 (-988)	23.3(-0.2)

資料 4

中途退学の状況（R6 山口県：国公立高等学校）

（文部科学省：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から）

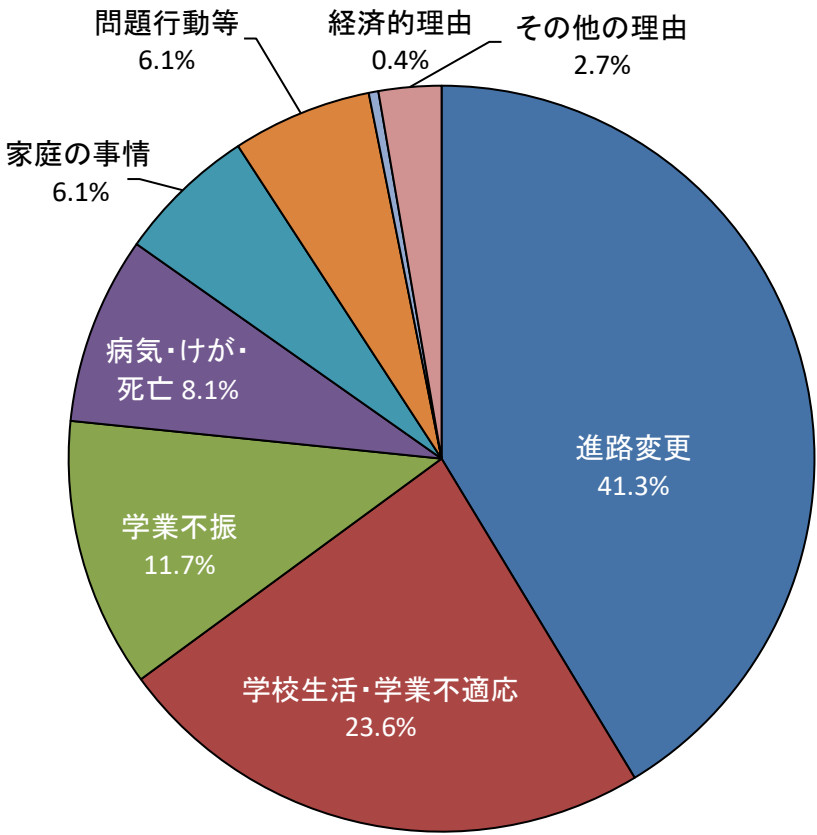
＜中途退学者数及び中途退学率の推移＞



区分	項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
国公立	中途退学者数（人）	347	382	371	411	479
	中途退学率（%）	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3

＜理由別中途退学者数＞（ ）内は前年度との比較

理 由	人数	率
進路変更	198 (+57)	41.3%
学校生活・学業不適応	113 (-24)	23.6%
学業不振	56 (+20)	11.7%
病気・けが・死亡	39 (+3)	8.1%
家庭の事情	29 (+6)	6.1%
問題行動等	29 (+13)	6.1%
経済的理由	2 (-6)	0.4%
その他の理由	13 (-1)	2.7%
計	479 (+68)	－



＜全国との比較＞（ ）内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	中途退学者	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
国公立	479 (+68)	1.3 (+0.1)	44,571 (-1,667)	1.4 (-0.1)